

飯能市障害者福祉の手引き



飯能市 健康福祉部 障害福祉課

〔 電 話 〕 **042-986-5072 (直通)**

〔 ファックス 〕 **042-986-5074**

〔 E-mail 〕 **syoufuku@city.hanno.lg.jp**

目次

生活相談・援護の窓口		頁
(1)	飯能市福祉事務所	5
(2)	民生委員・児童委員・主任児童委員	5
(3)	障害者相談員	5
(4)	飯能市障害者就労支援センター	6
(5)	飯能市すこやか福祉相談センター	7
(6)	飯能市社会福祉協議会	8
(7)	飯能市総合福祉センター	8
(8)	飯能市成年後見支援センター	8
(9)	飯能市障害者虐待防止センター	8
(10)	埼玉県虐待通報ダイヤル＃７１７１	9
(11)	飯能市保健センター	9
(12)	埼玉県所沢児童相談所	9
(13)	埼玉県狭山保健所	9
(14)	埼玉県総合リハビリテーションセンター	9
(15)	高次脳機能障害者支援センター	10
(16)	埼玉県難病相談支援センター	10
(17)	飯能市障害者歯科相談医	10
(18)	埼玉県発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」	11
(19)	埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」	11
(20)	埼玉県権利擁護センター	11

身体障害者手帳		頁
(1)	手帳が基本	12
(2)	手帳の新規交付（手続きの流れ）	12
(3)	各申請・届出に必要なもの	13
(4)	ミライロID	13

療育手帳		頁
(1)	手帳が基本	14
(2)	手帳の新規交付（手続きの流れ）	14
(3)	各申請・届出に必要なもの	15
(4)	ミライロID	15

医療費の給付

頁

(1)	自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給	16
(2)	重度心身障害者医療費の支給	17
(3)	後期高齢者医療制度への加入申請	18

日常生活の改善

頁

	各制度をご利用の優先順位	19
(1)	障害福祉サービス等	19
	（ア）移動支援事業	22
	（イ）日中一時支援事業	23
	（ウ）障害者地域活動支援センター	24
(2)	補装具費（購入・借受け・修理）の支給	25
(3)	補装具費（購入・借受け・修理）にかかる利用者負担額の助成	25
(4)	日常生活用具の給付	26
(5)	小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付	27
(6)	難聴児補聴器給付等事業	27
(7)	紙おむつの支給	27
(8)	訪問入浴サービス	28
(9)	障害児（者）生活サポート事業	29
(10)	埼玉県生活福祉資金	30
(11)	あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）	30
(12)	市営住宅の入居申込み	31
(13)	埼玉県県営住宅・特別県営住宅入居申込み	31
(14)	交通事故被害者等に対する支援	31

社会参加

頁

(1)	障害者運転免許取得費用の補助	32
(2)	身体障害者用自動車改造費用の補助	32
(3)	重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成	32
(4)	タクシー運賃の割引	33
(5)	移送サービスカーの貸出し	33
(6)	埼玉県思いやり駐車場制度（パーキング・パーミット制度）	33
(7)	心身障害者自動車燃料費の助成	34
(8)	駐車禁止除外	34
(9)	青い鳥郵便葉書の無償配布	34
(10)	ヘアカットサービス	35
(11)	視覚障害者に対する声の広報	35
(12)	視覚障害者用ポータブルレコーダー（CD再生用）の貸出し	35

(13)	録音資料（カセットテープ・CD）の貸出し	35
(14)	透析患者カード	36
(15)	郵便等による不在者投票	36
(16)	聴覚障害者支援事業	36
(17)	手話通訳者等の派遣	37
(18)	緊急時の通信・通報用FAX及びアプリシステム	38
(19)	飯能市メール配信サービス	38
(20)	緊急情報キット	39
(21)	緊急時通報システム	39
(22)	ヘルプマーク・ヘルプカード	40

手当・年金等

	頁
(1) 特別児童扶養手当	42
(2) 児童扶養手当	42
(3) 特別障害者手当等	43
(4) 重度心身障害者手当	43
(5) 難病患者見舞金	44
(6) 障害基礎年金	44
(7) 特別障害給付金	45
(8) 心身障害者扶養共済制度	46

税の控除・減免

	頁
(1) 所得税の控除	46
(2) 市民税・県民税の控除	46
(3) 個人事業税の非課税	46
(4) 相続税の控除	47
(5) 特別障害者に対する贈与税の非課税	47
(6) 郵便貯金、預貯金の利子所得等の非課税	48
(7) 軽自動車税等の減免	48

公共料金等の割引

	頁
(1) バス運賃の割引	49
(2) JR運賃の割引	49
(3) 国内航空運賃の割引	50
(4) 有料道路の割引	50
(5) NHK放送受信料の減免	51
(6) 飯能ケーブルテレビ（飯能日高テレビ）基本料金等の割引	51
(7) NTTふれあい案内（番号案内）	51
(8) 携帯電話の基本使用料等の割引	52

(9)	日帰り天然温泉さわらびの湯入館料の割引	52
(10)	埼玉県伊豆潮風館の利用	52

関係機関一覧

	頁
(1) 障害者福祉関係行政機関	53
(2) 障害者福祉関係団体	54
(3) ボランティア団体（障害者福祉関係）	54
(4) 患者・家族会関係（障害者福祉関係）	55

付録

	頁
援護等事業一覧表	56
障害者に関するマークについて	57

生活相談・援護の窓口

(1) 飯能市福祉事務所 <飯能市双柳1-1 飯能市役所本庁舎1階>

福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を司る第一線の社会福祉行政機関であるとともに、福祉の総合窓口として社会福祉法第14条により飯能市が設置する「福祉に関する事務所」です。

◆相談窓口

生活保護・生活困窮者	…	生活福祉課（窓口⑩）	
支援関係		〔電話〕 042-973-2121	〔FAX〕 042-973-2120
障害福祉関係	…	障害福祉課（窓口⑨）	
		〔電話〕 042-986-5072	〔FAX〕 042-986-5074
高齢者福祉・介護関係	…	介護福祉課（窓口⑫）	
		〔電話〕 042-973-2118	〔FAX〕 042-973-2120
児童・母子寡婦福祉関係	…	こども支援課（窓口⑧）	
		〔電話〕 042-978-5627	〔FAX〕 042-973-2120
		保育課（窓口⑥）	
		〔電話〕 042-973-2119	〔FAX〕 042-973-2120

(2) 民生委員・児童委員・主任児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、皆さんの相談に応じたり、市（福祉事務所）を始め関係機関との調整を図るなど必要な支援を行っています。また、すべての民生委員は、児童福祉法により児童委員に充てられており、児童や妊産婦への支援も併せて行うこととなっています。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員で、相談者の担当する区の民生委員・児童委員や行政、学校等と連携して活動をしています。

◆問合せ先 地域福祉課（窓口⑪）

〔電話〕 042-986-5081 〔FAX〕 042-973-2120

(3) 障害者相談員

同じ障害や障害のある方の介護を経験した立場から、日常生活における悩みや障害の特性に合わせた介護の方法などの相談に応じています。

なお、相談は無料です。また、相談内容に関する秘密は厳守します。

令和8年度

種別	団体名	スケジュール	時間帯	場所	方法
身体 (聴覚)	飯能市 聴覚障害者の会	月1回 第2木曜日 (事前予約制)	10時～12時	障害福祉課相談室	手話
知的	飯能市 手をつなぐ育成会	月1回 第2水曜日	10時～12時	手をつなぐ育成会 「あおぞら」中山390-4	面談

(注意) 相談日が変更になる場合があります。

相談を希望される場合は、3日前までに、相談申込書に氏名、連絡先、相談希望時間を記入し、障害福祉課までファクスをしてください。ただし、緊急の場合はこの限りではありません。なお、相談申込書は障害福祉課にもあります。

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(4) 飯能市障害者就労支援センター ≪飯能市新町2-10 ジョイステージ203≫

「障害があっても生き生きと働ける地域社会」の実現のため、市の委託により「特定非営利活動法人あおーら」が運営しています。

市内福祉施設、障害者職業センター、ハローワークなど関係機関との連携の下、障害者への就労相談、職業定着に向けた支援や障害者雇用をする事業主の相談等に応じます。

相談は、予約制（無料）です。

- ◆対象者 ・市内在住の障害者（手帳の有無は問いません）
 ・障害者を雇用する事業主
- ◆連絡先 〔電話〕 042-971-2020 〔FAX〕 042-971-2020
 〔E-mail〕 hanno.job@kme.biglobe.ne.jp



(5) 飯能市すこやか福祉相談センター

飯能市では、「飯能市すこやか福祉相談センター」を市内の4法人に業務委託し、障害のある方の福祉に関する様々な相談をお受けしています。

福祉サービスの情報の提供、利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

身体障害、知的障害、精神障害、難病の方や、その家族からの相談も可能ですのでご利用ください。

なお、相談員が訪問などのため外出している場合がありますので、事前に連絡してからお越しください。

- ◆相談内容
- ・ヘルパーなど福祉サービスを利用するための情報提供、相談
 - ・障害者手帳取得に関する支援
 - ・社会資源を活用するための支援
 - ・社会生活力を高めるための支援
 - ・専門機関の紹介

◆受付時間 月曜～金曜日 午前9時～午後4時30分 ※ 祝日、年末年始を除く

◆各センターの案内

飯能市すこやか福祉相談センターいなり町（すこ福いなり町）（運営法人名：社会福祉法人名栗園）

〔所在地〕 飯能市稲荷町10-14

（「飯能市地域包括支援センターいなり町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-980-7038 〔FAX〕 042-980-5755

〔E-mail〕 sukofuku@nagurien.or.jp

〔担当地区〕 飯能地区：仲町、稲荷町、久下、久須美、小瀬戸、大河原、小岩井、永田、永田台

原市場地区：原市場、下赤工、上赤工、赤沢、唐竹、中藤下郷、中藤中郷、中藤上郷、南

名栗地区：下名栗、上名栗

飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町（すこ福さかえ町）

（運営法人名：認定特定非営利活動法人ぬくもり福祉会たんぽぽ）

〔所在地〕 飯能市栄町18-16 飯栄ビル203

（「飯能市地域包括支援センターさかえ町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-971-1167 〔FAX〕 042-971-3253

〔E-mail〕 sukoyaka@npo-tanpopo.or.jp

〔担当地区〕 飯能地区：新町、東町、柳町、

精明地区：栄町、緑町、下加治、小久保、宮沢、平松、川崎、下川崎、新光、芦刈場、双柳、青木、中居

加治地区：笠縫

飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町（すこ福みなみ町）（運営法人名：医療法人くすのき会）

〔所在地〕 飯能市南町5-7

（「飯能市地域包括支援センターみなみ町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-978-5788 〔FAX〕 042-975-2030

〔E-mail〕 sukofuku_m@titan.ocn.ne.jp

〔担当地区〕 飯能地区：南町

加治地区：川寺、落合、前ヶ貫、矢嵐、征矢町、美杉台

加治東地区：岩沢、阿須

南高麗地区：岩淵、下畑、上畑、苅生、下直竹、上直竹下分、上直竹上分

飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町（すこ福はちまん町）

（運営法人名：株式会社ヴェルペンファルマ）

〔所在地〕 飯能市八幡町8-24フィールドサイドビル2F

（「飯能市地域包括支援センターはちまん町」と同じ場所になります。）

〔電話〕 042-975-1200 〔FAX〕 042-975-3012

〔E-mail〕 sukofuku@welpen.jp

〔担当地区〕 飯能地区：山手町、本町、八幡町、飯能、原町、中山、茜台

東吾野地区：白子、平戸、虎秀、井上、長沢

吾野地区：坂石町分、坂石、吾野、上長沢、高山、北川、坂元、南川

(6) 飯能市社会福祉協議会

飯能市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定され、各市町村に1つずつ設置されている社会福祉法人です。

「地域福祉の推進を図ることを目的とする」民間の福祉団体であり、「住民参加」の原則に基づいて、「誰もが安心して暮らせる助けあいの地域づくり」を目指しています。

また、障害者に関してはボランティア活動の推進、機能訓練・創作活動や生活福祉資金の貸付等を行っています。

- ◆問合せ先 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳371-13飯能市総合福祉センター内）
地域福祉、ボランティア関係等 〔電話〕070-7792-2450
生活福祉資金の貸付等 〔電話〕070-1461-5117

(7) 飯能市総合福祉センター

この施設は、老人福祉センター、身体障害者福祉センター、児童センターからなる複合施設で、安心して過ごせる居場所や気軽に利用できる交流の場を提供しています。また、教養の向上や生きがいづくり、仲間づくりなどのための各事業を行っている他、相談業務等も実施しており、指定管理者として飯能市社会福祉協議会が管理・運営を行っています。

身体障害者福祉センターについては、利用者相互のふれあい、健康増進と教養の向上を図る事業等を推進しており、手話奉仕員養成講座等も実施しています。また、機能訓練・創作活動を実施し、障害のある方の社会参加を積極的に推進しています。

- ◆管理・運営 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳371-13飯能市総合福祉センター内）
〔電話〕070-1461-5258 〔FAX〕042-972-5100

(8) 飯能市成年後見支援センター

認知症高齢、知的障害、精神障害など意思決定が困難な方を支援する成年後見制度についての疑問、質問、不安に思っていることなど、成年後見制度に係るご相談を受け付けます。

相談は無料です。相談時間は平日9:00～17:00です。お気軽にお問合せください。

- ◆問合せ先 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳371-13飯能市総合福祉センター内）
〔電話〕070-1461-5117 〔FAX〕042-972-5100

(9) 飯能市障害者虐待防止センター

市では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、障害者虐待防止センターを開設しています。

障害者虐待防止法では、『何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない』『障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない』とされています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆業務内容
- ・障害者虐待に関する通報・届出の受理
 - ・障害者及び養護者への相談、指導及び助言
 - ・広報その他の啓発活動

障害者虐待への対応

通報・届出を受けた場合、障害福祉課職員が虐待を受けた本人の安全の確認や事実の確認のため立入調査等を実施し、一時的な保護や後見審判請求等の必要な措置及び養護者への支援（相談、指導、助言等）を行います。

障害者の虐待に関する通報・届出先

- ◆連絡先 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

※ 障害者虐待の恐れがある場合の通報・届出の受理は、平日夜間・土日休日にも対応します。

平日夜間・土日休日の場合は、〔電話〕042-973-2111（代表）にご連絡ください。

なお、現に暴行があるなど緊急に保護が必要な場合は110番、重篤な傷病がある場合は119番通報してください。

(10) 埼玉県虐待通報ダイヤル #7171

埼玉県では、早期に虐待を発見するために、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の通報を24時間365日受け付ける“埼玉県虐待通報ダイヤル「#7171」”を開設しています。お話をお伺いし、適切な機関におつなぎします。生命に重大な危険があるなど緊急の場合は「110番」へ!!

◆虐待に関する通報・届け出先電話番号

#7171 (24時間365日対応)

0120-80-7171 (ひかり電話、IP電話、ダイヤル回線を利用の場合)

048-762-7533 (上記どちらもつながらない場合。有料)

(11) 飯能市保健センター 飯能市双柳371-13

保健センターの保健師が自宅等を訪問し、障害児(者)や介護をする方の相談、関連機関との連絡・調整、福祉サービスの紹介等を行っています。

また、こころの健康に関する普及啓発や自殺対策事業、酒害相談会などを実施しています。

◆問合せ先 保健センター 〔電話〕042-974-3488 〔FAX〕042-974-6558

〔E-mail〕kenkozukuri@city.hanno.lg.jp

(12) 埼玉県所沢児童相談所 埼玉県所沢市並木1-9-2

18歳未満の児童の養育、発達の遅れなどの相談に応じ、児童の心理判定、児童福祉施設への入所などそれぞれの相談に必要な指導援助を行っています。

◆問合せ先 〔電話〕04-2992-4152 〔FAX〕04-2994-1420

(13) 埼玉県狭山保健所 狭山市稲荷山2-16-1

母子・精神保健(心身の発達に遅れがみられる子どもやひきこもり、精神科の受診等に関する相談)、難病に関する相談、エイズに関する検査・相談、麻薬・覚せい剤に関する相談等の専門的保健サービスを行っています。

また、下記の医療費公費負担制度の申請・相談を受け付けています。

・小児慢性特定疾患医療 ・特定疾患医療 ・被爆者医療 ・不妊治療費 ・結核児童療育費 など

◆問合せ先

(1)指定難病・小児慢性特定疾病 (2)不妊治療費助成金 (3)受動喫煙対策	保健予防推進担当	(1)~(3) 04-2941-6557
(4)肝炎助成 (5)結核等感染症 (6)精神保健福祉		(4)~(6) 04-2954-6212

(14) 埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148-1

18歳以上の身体障害者に関する専門的な相談・援助を行うとともに、更生医療の給付、施設入所などについて、医学的・心理学的及び職能的判定を行い、また補装具の処方及び適合判定等を行っている「身体障害者更生相談所」があります。

知的障害者に関する問題についても、家族等から相談や施設入所などについて、医学的・心理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行っている「知的障害者更生相談所」があります。

また、障害者総合支援法に基づく“自立訓練(機能・生活)”、“就労移行支援”、及び“施設入所支援”の3つの自立支援事業や高次脳機能障害者の相談・診断・治療・訓練までの一貫した支援を行う「高次脳機能障害者支援センター」等があります。

相談・判定の申込みは、市町村経由で受け付けています。

◆問合せ先 〔電話〕048-781-2222 〔FAX〕048-781-1552

◆相談窓口 障害福祉課(窓口⑨)

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(15) 高次脳機能障害者支援センター 埼玉県上尾市西貝塚148-1

高次脳機能障害の医療、福祉サービスや制度利用、復職や就労、復学、日常生活での困りごと、支援センター各部門の利用相談窓口です。ご本人やご家族、関係機関の方々からの相談を受け付けています。

◆相談専用 〔電話〕048-781-2236（午前9時～午後5時。月～金曜日。年末年始・祝祭日を除く）

(16) 埼玉県難病相談支援センター

埼玉県では2か所に難病相談支援センターを設けています。

◆利用時間 月～金曜日（祝日・年末年始除く）午前10時～午後4時

◆利用料金 無料（来室による面談相談は要予約）

医療に関する相談など 難病相談支援員が難病の患者さんやご家族の相談に応じています。

◆相談窓口 〔電話〕048-768-3351

〔FAX〕048-768-2305

〒349-0196 蓮田市黒浜4147国立病院機構東埼玉病院内

<http://exaitama.org/nanbyo/>

生活相談・（※）就労相談など ピアサポーター（難病患者やその家族など）が患者会の紹介、日常生活の相談やピアカウンセリング等を行っています。

◆相談窓口 〔電話〕048-834-6674

〔FAX〕048-831-8005

〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1 埼玉県障害者交流センター内

<http://www2.tbb.t-com.ne.jp/snk/>

（※）就労相談【第1、3金曜日】 職業相談・職業紹介などの専門的な相談は、ハローワークの「難病患者就職サポーター」が面談または電話で対応します。いずれも予約が必要です。

(17) 飯能市障害者歯科相談医

地域における歯科診療の相談医として障害者等の歯科保健相談に応じ、口腔衛生指導管理を行うとともに、可能な限り通常の歯科治療、予防処置を行い、必要に応じて専門歯科診療所への紹介及び専門歯科診療所からの受け入れをし、地域の障害者歯科保健医療の推進に積極的に協力します。

◆市内相談医

医師名	医療機関名	所在地	電話	ファックス
伊澤 健司	伊澤歯科医院	飯能市岩沢803-1	042-972-5550	972-5550
市川 正美	クリーン歯科医院	飯能市栄町10-1-101	042-973-8338	973-9923
石河 清貴	やまて歯科医院	飯能市飯能1337-3	042-972-2767	972-2863
永井 泰二	永井歯科	飯能市八幡町26-5	042-974-2215	978-5035
碓 智宏	関谷歯科医院	飯能市八幡町19-5	042-972-2648	972-2648
椎橋 照敏	ハローデンタルクリニック	飯能市岩沢266-2	042-971-8686	971-3322
大野 康	大野デンタルクリニック	飯能市原市場593	042-977-0742	977-0431
鈴木 通彦	美杉台くりはし歯科	飯能市美杉台2-6-5 美杉台ビル1F	042-974-8148	974-6061

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕042-986-5072

〔FAX〕042-986-5074

(18) 埼玉県発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」

川越市脇田本町15-21ジョージビルワキタ1F

発達障害者就労支援センター「ジョブセンター川越」は、埼玉県が就労を希望する発達障害者に対して、相談から就労、職場定着までの支援をワンストップで提供する拠点として設置し、ウェルビー株式会社にセンター業務の運営を委託しています。

- ◆事業内容
 - ・就労相談（就労に関する相談を電話や個別面談にてお受けします。）
 - ・職業能力評価（面接や作業体験を通じて得意不得意を見極めます。）
 - ・就職セミナー（就職活動や職場に必要な知識やスキルを学びます。）
 - ・就労訓練（模擬オフィスで実践的なトレーニングを行います。）
 - ・社会体験・合同企業説明会
（職場体験やボランティア体験、企業説明会を通じて職業選択の視野を広げます。）
 - ・就職活動支援（ハローワークへの同行や企業への雇用の働き掛けを行います。）
 - ・職場定着支援（就職後も職場を訪問してフォローします。）
- ◆連絡先
 - 〔電話〕 049-299-4927
 - 〔E-mail〕 info-kawagoe@welbe.co.jp

(19) 埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」

川越市平塚新田東河原201-2

発達障害者支援センターは、埼玉県が発達障害者支援法に基づき設置し、発達障害に関する幅広い支援を行っています。

- ◆業務内容
 - ・発達障害児（者）及びその家族等に対する相談支援、発達支援
 - ・発達障害児（者）に対する就労支援 など
- ◆連絡先
 - 〔電話〕 049-239-3553
 - 〔FAX〕 049-233-0223

(20) 埼玉県権利擁護センター

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ内

権利擁護センターでは、認知症、障害のある方やご家族の権利擁護に関する相談に応じています。

- ◆相談内容
 - 相談を希望される場合は、相談の日時をご予約ください。
 - ・使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受付（埼玉県へ連絡）
※市町村担当課（市町村障害者虐待防止センター）も通報又は届出の受付の窓口になっています。
 - ・障害者虐待に関する相談（通報、届出先の案内や関係機関の紹介等）
- ◆相談受付時間
 - 生活相談：月曜日から金曜日 午前9時00分～午後4時00分
 - 法律相談：毎週水曜日・金曜日 午後1時00分～午後2時30分
- ◆連絡先
 - 〔電話〕 048-822-1204 / 048-822-1240
 - 〔FAX〕 048-822-1406

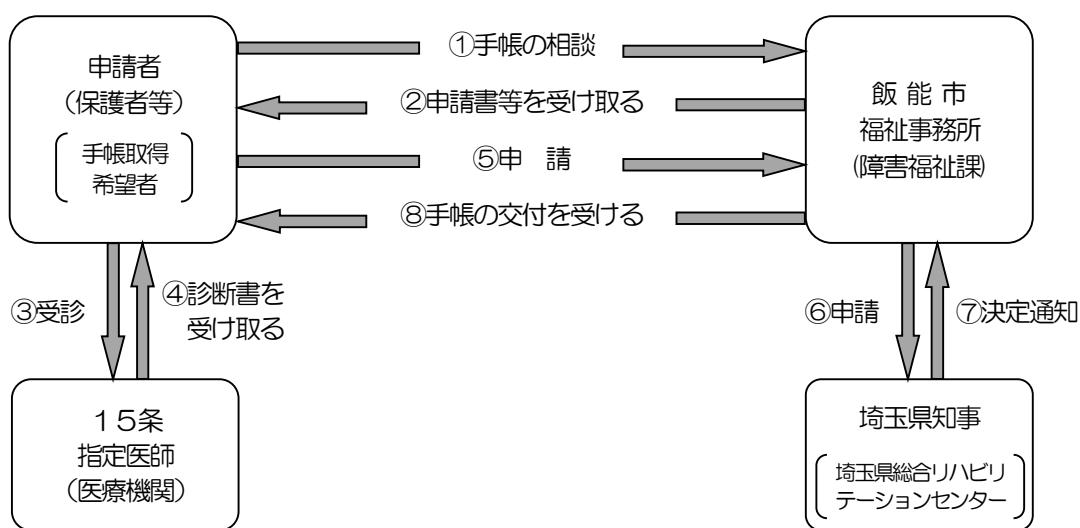
身体障害者手帳

- ◆対象者 視覚（視力の低下・視野が狭い）、聴覚（耳が聞こえない）、音声・言語・そしゃく（話すことができない）、肢体不自由（身体の一部が欠けている、又は不自由）、内部（心臓、腎臓、呼吸器、直腸・ぼうこう・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）、平衡感覚に永続する障害がある方。
- ◆内 容 障害の程度によって1級から6級までに区分され、埼玉県知事が認定、交付します。
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

（１）手帳が基本

身体障害者に対する援護等は、身体障害者手帳の交付を受けていることが基本となっています。重い障害があっても手帳の交付を受けていない人には援護等が受けられない場合があります。主な援護等は、補装具・日常生活用具の交付、更生医療の給付、重度心身障害者医療費の支給、各種手当の支給、その他の制度による福祉措置（税金の控除・減免、運賃の割引等）があります。

（２）手帳の新規交付（手続きの流れ）



※ 診断書を記入できる指定医師とは・・・

身体障害者福祉法第15条により上記診断書を作成する医師として、都道府県知事が指定する全国共通の医師です。手帳取得を希望される際には、この医師にご相談ください。

(3) 各申請・届出に必要なもの

申請・届出内容	手帳	診断書	写真	個人番号 確認書類 ＋ 本人確認 書類	備考
新規		○ ^注	●	○	「状況調書」も必要です。 手帳交付までに1～2か月ほどか かる場合があります。
障害の追加・程度変更	○	○ ^注	●	○	
再認定	○	○ ^注	●	○	再認定の時期にご申請ください。
紛失			●	○	手帳交付までに1か月ほどかかる 場合があります。
破損	○		●	○	
氏名変更	○		●	○	
転入・転居	○			○	
転出	○			○	各種受給者証、タクシー券、ガソ リン券等の交付を受けている方 は、それらもお持ちください。
返還	○			○	

(注) … 診断書は障害福祉課にあります。また、障害の部位により様式が異なります。
事前に指定医師（身体障害者福祉法第15条に規定する医師）にご相談の上、ご来庁ください。
また、市窓口にて診断書の様式を受け取られる際には、障害の部位等をお伝えください。
なお、診断書の日付（診断日等）は、申請日から3か月以内の日付に限ります（一部の疾病・外傷
については、発生日から6か月以上経過している日付である必要もあります。）。

- … 後日手帳を受け取りの際にお持ちください。
 - ・写真は「縦4 cm×横3 cm」、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの。
 - 新規の方は2枚必要です。

※ 障害の程度・障害名が変わったときは、新規申請と同様に指定医師の診断書と県の判定が必要となります。

(4) ミライロID

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳に記載された情報をアプリ内に登録すること
とで、その情報をスマートフォン画面に表示できるものです。

以下の対象サービスでは、「ミライロID」の画面提示でも、障害者手帳を提示した場合と同様の割引を受けるこ
とができます。

◆市内で利用できるサービス

対象施設	内容
飯能市市民会館	公演によっては割引有
さわらびの湯	利用料が半額
飯能市乗合ワゴン「おでかけむーま号」	運賃が半額

◆詳細 <https://mirairo-id.jp>

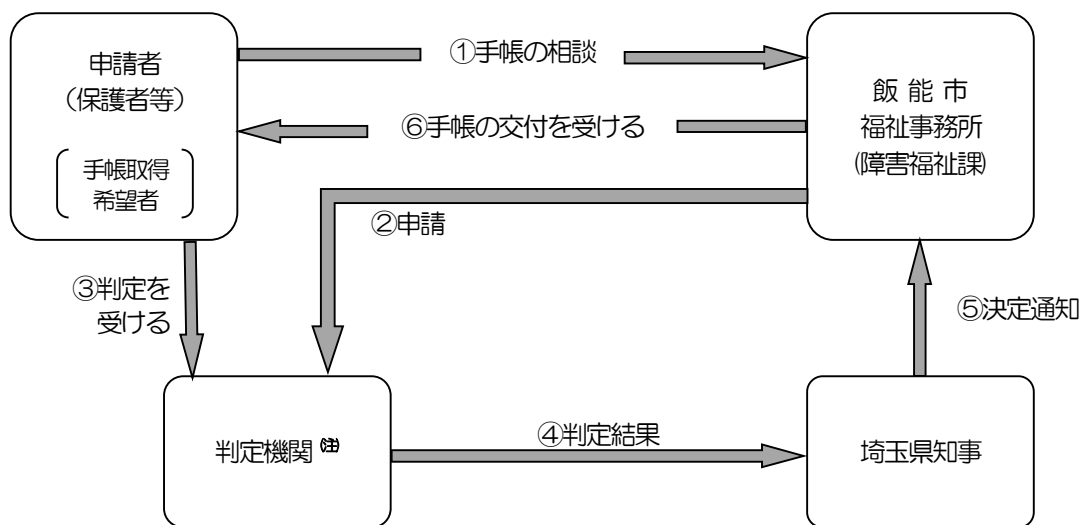
療育手帳

- ◆対象者 児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンター（知的障害者更生相談部門）で、知的障害と認定された方
- ◆内容 知的障害の程度により㊶（最重度）、A（重度）、B（中度）又はC（軽度）に区分されています。
保護者の申請により、判定機関（埼玉県総合リハビリテーションセンター又は児童相談所）の判定結果によって知事が交付します。
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口㊸）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

（１）手帳が基本

知的障害者に対する援護等は、身体障害者と同様に療育手帳の交付を受けていることが基本となっています。ただし、社会通念上知的障害と考えられる方も対象となります。主な援護等は、重度心身障害者医療費の支給、各種手当の支給、その他の制度による福祉措置（税金の控除・減免等）があります。身体障害者手帳はおおむね生涯認定であるのに対し、療育手帳は有期認定であるため、再判定が必要となります。

（２）手帳の新規交付（手続きの流れ）



- (注) … 18歳未満の方 埼玉県所沢児童相談所
「（１２）埼玉県所沢児童相談所」をご覧ください。
18歳以上の方 埼玉県総合リハビリテーションセンター
「（１４）埼玉県総合リハビリテーションセンター」をご覧ください。

(3) 各申請・届出に必要なもの

申請・届出内容	手帳	写真	個人番号 確認書類 ＋ 本人確認 書類	備考
新規		●	○	事前に障害福祉課へお問い合わせください。
再判定	○	●	○	再判定の時期にご申請ください。
転入	○	●	○	母子手帳をお持ちください。
紛失		●	○	障害福祉課へお問い合わせください。手帳交付までに2～3か月ほどかかる場合があります。
破損	○	●	○	
氏名変更	○	●	○	
住所変更	○		○	
保護者変更	○		○	
保護者氏名変更	○		○	
保護者住所変更	○		○	各種受給者証、タクシー券、ガソリン券等の交付を受けている方は、それらもお持ちください。
転出	○		○	
返還	○		○	

- … 後日手帳を受け取りの際にお持ちください。
・写真は「縦4 cm×横3 cm」、上半身脱帽、1 年以内に撮影したもの。
新規の方は2 枚必要です。

(4) ミライロID

株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳に記載された情報をアプリ内に登録することで、その情報をスマートフォン画面に表示できるものです。

以下の対象サービスでは、「ミライロID」の画面提示でも、障害者手帳を提示した場合と同様の割引を受けることができます。

◆市内で利用できるサービス

対象施設	内容
飯能市市民会館	公演によっては割引有
さわらびの湯	利用料が半額
飯能市乗合ワゴン「おでかけむーま号」	運賃が半額

◆詳細 <https://mirairo-id.jp>

医療費の給付

(1) 自立支援医療（育成医療・更生医療）の支給

1 育成医療

現存する疾患があり、これを放置すれば将来障害が残ると認められる児童であって、その障害を除去又は軽減することにより生活能力を得るための医療。また、確実な治療効果が期待できるものであることが必要です。

- ◆対象者 18歳未満の肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語、そしゃく機能、内部障害又は免疫機能などの障害を持つ児童
- ◆自己負担 医療費の1割負担となります。本人及び家族の所得により医療費の自己負担上限が設けられていますが、一定以上の所得がある場合は対象となりません。
- ◆持参するもの ①自立支援医療（育成医療）意見書
②加入医療保険等の資格情報を確認できる書類（※2）
③マイナンバーが確認できる書類
④年金・手当等が確認できる書類（通知や通帳など。ただし受給中の方のみ）

2 更生医療

身体障害者の更生に必要な医療であって、生活上の便宜を増すために障害を軽くしたり機能を回復することができるような医療（健康保険給付対象医療）を国又は都道府県が指定する医療機関で受けられます。（角膜手術、関節形成手術、心臓手術、人工透析治療、腎移植手術など）

ただし、この制度を利用する場合、治療前の申請及び埼玉県総合リハビリテーションセンターの判定が必要となります。

- ◆対象者 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方
- ◆自己負担 医療費の1割負担となります。本人及び家族の所得により医療費の自己負担上限が設けられていますが、治療内容により一定以上の所得があると対象とならない場合があります。
- ◆持参するもの ①身体障害者手帳（手帳の申請と同時でも可能です）
②医学的意見書（※1） ③医療費概算額算定表
④加入医療保険等の資格情報を確認できる書類（※2）
⑤マイナンバーが確認できる書類
⑥特定疾病療養受領証（透析治療の方など）
⑦年金・手当等が確認できる書類（通知や通帳など。ただし、受給中の方のみ）

（※1） 障害の内容により様式が異なります。また、指定自立支援医療機関の「主として担当する医師」が作成したものととなります。指定自立支援医療機関（障害者総合支援法第54条第2項）

なお、県内の指定自立支援医療機関については埼玉県のサイトをご確認ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/kousei/index.html>

（※2） 加入医療保険等の資格情報を確認できる書類の提出方法について

- ①「資格確認書」（加入する医療保険の保険者から交付されたもの）
- ②「資格情報のお知らせ」（加入する医療保険の保険者から交付されたもの）
- ③マイナポータル資格情報の画面やデータを印字したもの（マイナ保険証）
→マイナポータル画面の印刷は、ご家庭やコンビニエンスストアのプリンター（スマートフォン対応）で可能です。なお、窓口に取り取り機はありません。
- ④生活保護受給中の方は、生活保護受給者証

- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(2) 重度心身障害者医療費の支給

心身に重度の障害のある方が病院等で受診した保険診療にかかる一部負担金に対して支給する制度です（所得制限あり）。

◆対 象 者 市内に住所があり、健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方
（飯能市から援護を受け、市外にある障害者援護施設に入所している方や国民健康保険の住所地特例により、飯能市の国民健康保険に加入し、市外の施設に入所している方も対象となります。）

●下記の手帳の交付を受けた時点の年齢が65歳未満の方

- ・身体障害者手帳1級～3級
- ・療育手帳（A（最重度）、A（重度）又はB（中度））
- ・精神障害者保健福祉手帳1級

●後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる65歳以上の方（65歳未満で障害認定を受けられる状態にあった方）

※詳しくは「（3）後期高齢者医療制度への加入申請」を参照してください。

（注意）障害者手帳等に有効期限が記載されている場合、所定の手続きをされないで期限満了と同時に医療費の支給も受けられなくなります。

※精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた時点の年齢が65歳未満の方の自立支援医療（精神通院医療）の自己負担金についても令和8年10月診療分から支給対象になります。

◆登録に必要なもの ①障害の程度がわかる書類（障害者手帳等）
②加入している健康保険が確認できるもの（資格確認書等）
③本人名義の口座番号がわかるもの（預金通帳、キャッシュカード等）
④本人の所得証明書（同意書を提出される方は省略できます。）

◆支給を受けるには 医療機関を受診する場合は、加入する保険が確認できる書類（資格確認書等）と重度心身障害者医療費受給資格者証を、毎回医療機関の窓口に提示してください。
医療機関でのお支払いがあった場合は、翌月以降に市に支給申請書と領収書により申請してください。

※健康保険組合等から支給される高額療養費・付加給付金がある場合は、その額を除いて支給します。また、医療保険の適用とならない治療やサービス（予防接種、差額ベッド代等）は支給の対象外となります。

◆相 談 窓 口 保険年金課（窓口⑤）
〔電話〕 042-973-2117 〔FAX〕 042-973-2120

(3) 後期高齢者医療制度への加入申請

◆対 象 者

- 身体障害者手帳 1・2・3級
4級で音声機能または言語機能の障がい に該当するとき
- 4級で
 - ・1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ・3号（1下肢を下腿の2分の1以上欠くもの）
 - ・4号（1下肢の機能の著しい障がい）
 に該当するとき
- 障害基礎年金 1・2級
- 療育手帳 ④（最重度）、A（重度）
- 精神障害者手帳 1・2級

上記で65歳～74歳で後期高齢者医療制度への加入を希望される方

例えば… 手帳の初回交付日が65歳を超えていている方

身体手帳4級で重度心身障害者医療費の制度を利用できない方

※申請により埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日（＝申請日）から使用できる資格確認書を交付します。過去日・未来日での加入はできません。

※後期高齢者医療保険料を納付することが必要です。

※社会保険などに加入中の方は現在の医療保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになるので、保険料が上がる場合があります。

また、被保険者及び同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上または145万円以上となる方がいる場合、障害認定を受けても2割または3割負担になる場合があります。

◆制 度 内 容

窓口で、かかった医療費の1割を自己負担していただきます。

（同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が28万円未満の場合）

Q. 被保険者になるのはいつから？

A. 広域連合の認定を受けた日からです。

Q. 障害認定を取りやめることはできますか？

A. ご本人の申請により、75歳になるまでの間は障害認定を取りやめることができます。

（さかのぼって取りやめることはできません。）

◆持参するもの

①障害者手帳 ②資格確認書または加入している保険資格がわかるもの

◆相 談 窓 口

保険年金課（窓口⑤）

〔電話〕 042-973-2117 〔FAX〕 042-973-2120

日常生活の改善

各制度をご利用の優先順位

介護保険サービスを受けることが出来る方で、障害福祉サービスと介護保険サービスの内容が同一のサービス（ホームヘルパーの派遣、デイサービス等）については、介護保険のサービスを優先して受けていただくことになっています。

⇒ 詳しくは、障害福祉課（窓口⑨）まで

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

（１）障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス等とは、障害者総合支援法又は児童福祉法に基づくサービスのことです。

介護の支援などを受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、施設や精神科の医院に入所・入院している障害者等に対して地域での生活に移行し、定着するための支援や、サービスの利用に関する連絡・相談等を行う「相談支援給付」があります。

障害児通所等給付は、児童福祉法に基づくサービス（障害児通所支援等）です。通所による療育等の支援が必要な児童が利用するサービスです。

いずれも利用者が利用したいサービスを申請し、支給決定を受けると共に受給者証が交付されたらサービス提供事業者・施設と直接契約を結び、サービスを受けることができます。

また、障害者総合支援法により、市が自主的に取り組む事業である「地域生活支援事業」があります。

※ 申請にはサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の作成が必要です（計画相談支援・障害児相談支援を受給されるか、ご自身で作成されるセルフプランになります。）。

介護給付	訓練等給付	障害児通所等給付	相談支援給付
居宅介護	自立訓練（機能訓練）	児童発達支援	計画相談支援
重度訪問介護	自立訓練（生活訓練）	居宅訪問型児童発達支援	障害児相談支援
同行援護	宿泊型自立訓練	放課後等デイサービス	地域相談支援
行動援護	自立生活援助	保育所等訪問支援	地域移行支援
短期入所	就労選択支援		地域定着支援
重度障害者等包括支援	就労移行支援		
療養介護	就労定着支援		
生活介護	就労継続支援A型		
施設入所支援	就労継続支援B型		
	共同生活援助		

地域生活支援事業
移動支援事業
日中一時支援事業
地域活動支援センター
その他

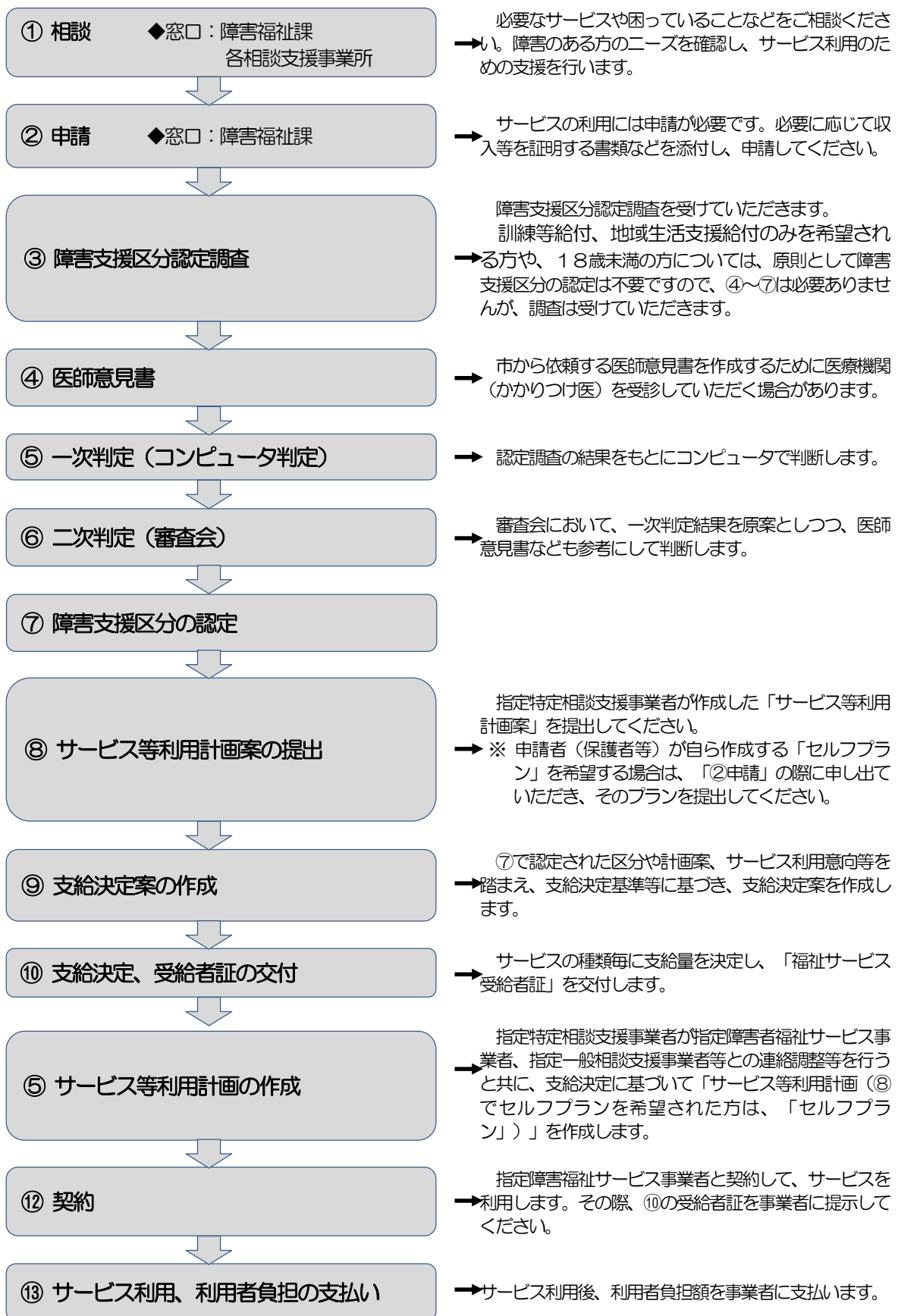
※各サービスを提供している市内の事業所については、障害福祉課までお問い合わせください。

2 支給決定の手続き

障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付、相談支援給付、地域生活支援事業の給付及び児童福祉法に基づく児童通所支援等の利用を希望される方は、支給等の申請の後、聞き取り調査等を経て、支給決定を受ける必要があります。

- ・支給決定にあたり、障害の程度などを調査します。
- ・審査会において、障害福祉に関する有識者の方々の意見を伺い、支給を決定します。
- ・申請からサービスの利用開始までの大まかな流れは、次の「支給決定手続きの概要」のとおりです。

◇ 支給決定手続きの概要 ◇



3 対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（交付されている手帳をお持ちください。）
- ・心身に障害があると判定され、サービスの必要性があると判断された障害児（18歳未満の方）（医師の診断書等をお持ちください。）
- ・対象疾患による障害がある方（対象疾患であることが分かる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）をお持ちください。）

4 利用者負担

利用者は、原則として1割の定率負担と食費、光熱水費等が実費負担になります。

定率負担は、所得に応じて次の4区分の利用者負担上限月額が設定され、1か月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況（※）	通所施設、在宅サービス 利用時の負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般（障害者）	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割16万円未満）	9,300円
	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割16万円以上）	37,200円
一般（障害児）	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割28万円未満）	4,600円
	市町村民税課税世帯 （市町村民税所得割28万円以上）	37,200円

※ 世帯の範囲は次のとおりです。

- ・障害者、（20歳未満の施設入所者を除く）または難病を有する方の場合「本人」、配偶者のある方は「本人と配偶者」
- ・障害児（20歳未満の施設入所者を含む）または難病を有する児童の場合は、保護者の属する住民基本台帳での世帯（別世帯であっても、生計が同一である場合は世帯の範囲に含めます。）

※利用するサービスによっては市町村民税課税世帯の区分が下段のみ適用となります。

5 持参するもの

- ①障害者手帳等 ②収入等の確認ができるもの ③個人番号確認書類＋本人確認書類

6 相談窓口

飯能市すこやか福祉相談センター

（詳しくは、「（2）飯能市すこやか福祉相談センター」をご覧ください。）

- ・飯能市すこやか福祉相談センターいなり町（飯能市稲荷町10-14）
〔電話〕042-980-7038 〔FAX〕042-980-5755
〔E-mail〕sukofuku@nagurien.or.jp
- ・飯能市すこやか福祉相談センターさかえ町（飯能市栄町18-16 飯栄ビル203）
〔電話〕042-971-1167 〔FAX〕042-971-3253
〔E-mail〕sukoyaka@npo-tanpopo.or.jp
- ・飯能市すこやか福祉相談センターみなみ町（飯能市南町5-7）
〔電話〕042-978-5788 〔FAX〕042-975-2030
〔E-mail〕sukofuku@titan.ocn.ne.jp
- ・飯能市すこやか福祉相談センターはちまん町（飯能市八幡町8-24 フィールドサイドビル2F）
〔電話〕042-975-1200 〔FAX〕042-975-3012
〔E-mail〕sukofuku@welpen.jp

障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(ア) 移動支援事業 <地域生活支援事業>

屋外での移動が困難な障害児（者）に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るために実施する事業です。

◆事業内容 屋外での移動が困難な在宅の障害児（者）に対し、地域における自立生活及び社会生活の促進を図ることを目的に実施しています。

◆対象者

- ・社会生活上必要不可欠な外出
- ・余暇活動等の社会参加のための外出
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
- ・療育手帳の交付を受けている方
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ・医師により発達に障害があると診断された方
- ・治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病（難病等）の方

◆提供事業者 本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

事業者名	所在地	電話
(特非)ぬくもり福祉会たんぽぽ たんぽぽ訪問介護事業所	飯能市落合291-1	042-978-6934
(株)顧愛 寿介護エス・オー・エス	狭山市中央1-46-8	04-2950-6682
(特非)てあしの会 ヘルパーステーションどんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2936-2222
(株)ニチイ学館 ニチイケアセンター飯能	飯能市柳町23-5メゾンプチボア1F	042-983-1211
(株)談話室 (株)談話室新板橋事業所	東京都板橋区板橋1-48-15-505	03-6795-4976
(株)ビジュアルビジョン けあビジョン日高	日高市高萩1154-5/バルネットキタノ102	042-978-7000
(特非)あゆみ福祉会 あゆみ福祉会	鶴ヶ島市藤金685-1	049-298-7045
(株)H&Nホーム・ケア・介護ステーション飯能	飯能市緑町11-8	042-978-6875
(株)ワケアパートナー 訪問介護ゆーもあ	飯能市双柳87-13アウトレット103	042-978-8601
NPO法人 生活サポートさいわい 居宅介護さいわい	大里郡寄居町西ノ入476-1	048-586-0900
(同)トラスト 訪問介護らぼーる	法人：飯能市双柳802-144 事務所：飯能市笠縫102-1	042-980-7492
(同)ライチ	東京都練馬区石神井町8-49-7	080-6587-5888
(特非)Pippi	東京都西東京市保谷町5-6-217 ビッグ・スペース 213	042-450-1139
(株)和 サポートセンターすこやか	入間市仏子 342-4	04-2935-4524
(株)Add Value 居宅訪問介護事業所ほほえみ	坂戸市溝端町 2-3 メイプルタウン新井 1F	049-298-8415
(一社)日本メンタルヘルス政策機構	狭山市東三ツ木 293-2 ニューコーポ岩田 A 棟 102	04-2997-8061

◆利用者負担 原則1割。障害福祉サービスの利用者負担と同じです。

◆持参するもの ①障害者手帳等 ②収入等の確認ができるもの

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(イ) 日中一時支援事業 <地域生活支援事業>

一時的に見守り等が必要となる障害児（者）に対し、障害者等の家族を支援するため、日中における活動の場を確保する事業です。

- ◆事業内容 一時的に見守り等が必要となる障害児（者）に日中活動の場を確保し、家族等の介護者を支援することを目的に実施しています。
- ◆対象者
 - ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・医師により発達に障害があると診断された方
 - ・治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病（難病等）の方
- ◆提供事業者 本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

登録事業者名	所在地	電話
(福) 埼玉医療福祉会 光の家療育センター【重心施設】	入間郡毛呂山町毛呂本郷38	049-276-1357
(福) 茶の花福祉会 大樹館	入間市高倉4-15-5	04-2966-1941
(福) 茶の花福祉会 大樹の家	狭山市狭山47-29	04-2955-2941
(福) 茶の花福祉会 大樹の里	入間市高倉4-15-5	04-2964-3965
(福) ともいき会 ハートサポートセンターともいき	川越市笠幡1646-17	049-231-1422
(福) 茶の花福祉会 しもとみ大樹	所沢市下富1028-2	04-2990-5121
(株) くみちゃんち くみちゃんハウス	飯能市芦荻場685-1	042-983-4888
(福) 共愛会 共愛学園（児童部）	羽生市砂山210	048-561-2362
(特非) てあしの会 ヘルパーステーションどんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
(一社) 人みんなでなかよく会 わくわく1号館	飯能市原町120-6	042-978-7815
(株) ヴェルペンファルマ ヴェルペン スマイル クラス	飯能市栄町18-13 コヤマビル1階	042-975-6100
(福) 東雲会 しのめ	狭山市加佐志139-1	04-2968-6680
(特非) カリン 多機能型事業所 ごんたやま	日高市猿田240	042-978-9070
(福) 慈光学園 慈光青年寮	茨城県坂東市生子 1617	0280-88-1178
(同) コネクト いちご「一護」一会	狭山市柏原 3618-16	04-2968-7607

- ◆利用者負担 原則 1 割。障害福祉サービスの利用者負担と同じです。
- ◆持参するもの ①障害者手帳等 ②収入等の確認ができるもの
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(ウ) 障害者地域活動支援センター <地域生活支援事業>

在宅の障害児（者）及びその家族等に対し、地域における自立生活及び社会参加の促進を図るため、創作的活動やスポーツ活動、レクリエーション活動、機能回復訓練等を行う場を提供する事業です。

◆事業内容 地域における自立生活及び社会参加の促進を目的とし、次に掲げる内容を実施しています。

・創作的活動 ・スポーツ活動 ・レクリエーション活動 ・機能回復訓練

◆対象者 ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

・医師により発達に障害があると診断された方

◆提供事業者 本事業を提供している登録（委託）事業者は、下記のとおりです。

登録（委託）事業者名	所在地	電話
(福)飯能市社会福祉協議会	飯能市双柳371-13	070-1461-5258

◆利用者負担 なし

◆持参するもの ①障害者手帳等 ②収入等の確認ができるもの

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074



(2) 補装具費（購入・借受け・修理）の支給

身体障害児（者）等の失われた部位や障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため次に掲げる補装具の購入・借受け・修理に係る費用（厚生労働省が定める基準額を上限）を支給します。

この制度を利用する場合、18歳以上の方は埼玉県総合リハビリテーションセンター等の判定が必要になります。

※ 購入・借受け・修理をする前に申請が必要です。

◆補装具の種類

障害区分	補装具の種類
視覚	視覚障害者安全つえ・義眼・眼鏡
聴覚	補聴器（イヤーマールド含む）、人工内耳
肢体不自由 （難病患者等については 要相談）	義手・義足・装具・座位保持装置・車いす・電動車いす・ 座位保持いす（障害児）起立位保持具（障害児）頭部保持具（障害児） ・排便補助具（障害児）・歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状の杖を除く） ・歩行者・重度障害者用意思伝達装置

◇ 医療関係、労災関係、介護保険関係等の他法制度により対応できる場合には、そちらを優先して受けていただくことになっています。

◆利用者負担 原則1割の定率負担となります。ただし、市民税の額に応じて一部利用者負担があります（利用者負担分については、「（3）補装具費（購入・借受け・修理）にかかる利用者負担額の助成」にて、市で助成しています。）

◆月額上限額 所得等に応じた上限額があります。

世帯の収入状況	自己負担上限月額等
市民税非課税世帯・生活保護世帯の方	0円
上記に該当しない市民税課税世帯	37,200円
本人又は当該世帯の最多収入者の市民税所得割課税額が46万円以上世帯	《支給対象外》

※ 世帯の区分は下記のとおりです。住民票上の世帯とは異なる場合があります。

- ・18歳以上の方がサービスを利用する場合は、本人又はその配偶者をもって世帯とします。
- ・18歳未満の方がサービスを利用する場合は、本人及びその保護者をもって世帯とします。

※ 所得割課税額は、18歳以上の方は本人又はその配偶者、18歳未満の方は保護者のそれをもって判定します。

また、「住宅借入金等特別税額控除」がある場合は、控除前の所得割課税額で判定します。

補装具とは

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工され、長期間にわたり継続して使用されるものです。

※ 給付に際して専門な知見（医師の意見書または補装具費支給意見書（医学的意見書））が必要なものもあります。

◆持参するもの ①身体障害者手帳 ②見積書
③個人番号確認書類＋本人確認書類

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(3) 補装具費（購入・借受け・修理）にかかる利用者負担額の助成

身体障害児（者）が「（2）補装具費（購入・修理）の支給」のとおり厚生労働省が定める基準額内の補装具費（購入・修理）の支給を受けた場合、利用者負担額が生じたときに飯能市がこれを助成するものです。

◆助成金額 利用者負担額として認定された額

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(4) 日常生活用具の給付

在宅の重度の障害児（者）等に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

※ 購入をする前に申請が必要です。

◆日常生活用具の種類

種類	品名	種類	品名	
① 介護・訓練 支援用具	特殊寝台	③ 在宅療養等支 援用具	透析液加温機	
	特殊マット		ネブライザー	
	特殊尿器		電気式たん吸引器	
	入浴担架		酸素ボンベ運搬車	
	体位変換器		視覚障害者用体温計（音声式）	
	移動用リフト		視覚障害者用体重計	
	訓練いす（児のみ）		パルスオキシメーター	
	訓練用ベッド（児のみ）		音声付き血圧計	
② 自立生活 支援用具	入浴補助用具		人工呼吸器用自家発電機	
	便器		人工呼吸器用外部バッテリー	
	T字状・棒状のつえ		インバータ（250w以上のもの）	
	移動・移乗支援用具		ネブライザー・たん吸引器一体型	
	車椅子用段差昇降機	④ 情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	
	頭部保護帽		情報・通信支援用具	
	特殊便器		点字ディスプレイ	
	トイレチェアー		点字器	
	火災警報機		点字タイプライター	
	自動消火器		視覚障害者用ホーロー黒板	
	電磁調理器		視覚障害者用活字文書読上げ装置	
	歩行時間延長信号機用小型送信機		視覚障害者用拡大読書器	
	聴覚障害者用屋内信号装置		視覚障害者用時計	
	携帯用信号装置		聴覚障害者用通信装置	
	暗所視支援眼鏡		聴覚障害者用情報受信装置	
【災害時に備えましょう】ストーマ装具の例 ・避難袋にストーマ用装具及び衛生用品等を入れておきましょう。 ・避難先でのストーマ用装具を迅速に入手等できるように使用しているストーマ用装具の品番・メーカー名、購入先会社名、身体障害者手帳などの情報を記したメモやカード的なものを作成しておきましょう。 ・別に住む親族宅等にもストーマ用装具や衛生用品を保管しておきましょう。			文字放送ラジオ	
			視覚障害者用誘導装置	
			人工喉頭	
			点字図書（差額補助）	
			ICタグレコーダー	
⑤ 排泄管理 支援用具	ストーマ装具等			
	収尿器			
⑥ 住宅改修費			居室生活動作補助用具	

※ 障害及び程度により、対象となる品目が定められています。

◇ 医療関係、労災関係、介護保険関係等の他法制度により対応できる場合には、そちらを優先して受けていただくことになっています。

◆利用者負担 基準額内の原則1割の定率負担となります（「（2）補装具費（購入・修理）の支給」に準じた月額上限額が設定されます。）。利用者負担額の助成はありません。ただし、「⑤排泄管理支援用具」のうち、「ストーマ装具等」について利用者負担の助成制度があります。

◆持参するもの ①身体障害者手帳 ②見積書

◆相談窓口： 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(5) 小児慢性特定疾病児日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付します。

※ 購入をする前に申請が必要です。

- ◆対象者 在宅で小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方のうち、在宅で療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断された児童

※ 児童福祉法、障害者総合支援法等の施策の対象にならない方が対象です。

- ◆日常生活用具の種類

種目		
便器	入浴補助用具	電気式たん吸引器
特殊マット	特殊尿器	クールベスト
特殊便器	体位変換器	紫外線カットクリーム
特殊寝台	車いす	ネブライザー(吸入器)
歩行支援用具	頭部保護帽	パルスオキシメーター
ストーマ装具(尿路系)	人工鼻	

※ 障害及び程度により、対象となる品目が定められています。

- ◆利用者負担 世帯の収入状況に応じて自己負担があります。
利用者負担額の助成制度はありません。

- ◆持参するもの ①小児慢性特定疾病医療受給者証 ②診断書 ③見積書

- ◆相談窓口 障害福祉課(窓口⑨)

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(6) 難聴児補聴器給付等事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児を対象に、補聴器購入費及び修理費の一部を助成します。

- ◆対象者 いずれかの耳又は両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童。
補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した方。
労災補償保険法やその他の法令に基づく補聴器の購入助成を受けていない方。

- ◆持参するもの ①難聴児補聴器給付・修理意見書 ②見積書

- ◆相談窓口 障害福祉課(窓口⑨)

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(7) 紙おむつの支給

常時おむつを必要とする在宅の重度心身障害者に対し、障害者及びその家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを支給します。

- ◆対象者 65歳未満の在宅の重度心身障害者であり排泄の介護を常時必要とする方で、次の要件のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている方
- ・療育手帳(㊤(最重度)又はA(重度))の交付を受けている方

- ◆支給限度 1人につき月7,000円以内

※ 紙おむつの種類は、市長が決定するものとし、現物で支給します。

- ◆支給方法 月に1度、指定事業者から宅配

- ◆費用負担 原則無料

※ 上記「支給限度」を超えるものについては、自己負担になります。

- ◆持参するもの 障害者手帳

- ◆相談窓口 障害福祉課(窓口⑨)

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(8) 訪問入浴サービス

入浴が困難な在宅の身体障害者に対し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図り、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

◆対 象 者 在宅で身体障害者手帳（１級又は２級）の交付を受けている方で、家族等の介助がなければ入浴できない方

◆事 業 内 容 移動入浴車により提供事業者が身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護で、次のとおりです。

- ・入浴、清拭、洗髪等
- ・血圧、脈拍、体温等の測定による健康管理
- ・健康相談、助言指導その他必要な処置

※ 入浴の方法は、移動入浴車による巡回入浴とし、入浴の回数は、利用者１人につき週１回を限度とします。

※ 介護保険制度の入浴サービスを受けることが出来る方は対象となりません。

◆提供事業者 本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

登録事業者名	所在地	電話
株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター狭山西	狭山市入間川1-7-2 シティパル狭山201	04-2955-1369
アースサポート株式会社 アースサポート飯能	飯能市中山320-1	042-974-9900

◆利用者負担

区分	１回あたりの料金
生活保護法による被保護世帯	０円
生計中心者の市町村民税額（４～６月までは前年度）が非課税世帯	
生計中心者の市町村民税額（４～６月までは前年度）が課税世帯	1,000円

◆利 用 回 数 週１回

◆持参するもの ①障害者手帳 ②入浴承諾書（市様式） ③医師の診断書（市様式）

◆相 談 窓 口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(9) 障害児（者）生活サポート事業

在宅の心身障害児（者）の地域生活を支援するため、障害児（者）及びその家族の必要に応じて、住み慣れた地域での生活を支援する事業で障害児（者）の福祉向上、及び介護者の負担軽減を図る各種サービスを提供する事業です。

- ◆対象者
- ・身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・療育手帳の交付を受けている方
 - ・知的障害者更生相談所又は児童相談所で知的障害と判定された方
 - ・医師より発達に障害があると診断された方
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ・難病患者

◆事業内容 下記の内容を、利用者の日常生活に応じ、柔軟に組み合わせて実施します。

- ①一時預かり … 利用者を、自宅または特別支援学校等に迎えに行き、登録団体の指定の場所で一定時間預かります。
- ②派遣による介護サービス … 対象者の自宅や外出先に提供事業者（介護者）が出かけ、一定時間介護にあたる（家事援助サービスを提供することは認められません。）。または、保護者と一緒に介護者が出かけ、介護の補助をします。
- ③送迎サービス … 特別支援学校、福祉作業所等への一時的な送り迎えをします。
- ④外出援助サービス … 利用者と一緒に外出します（病院内の付添いの時間は本サービスの対象になりません。）。

※ 障害者総合支援法や介護保険制度の対象となるサービスについては、これら法定福祉制度の利用を優先して受けていただくことになっています。

◆提供事業者 本事業を提供している登録事業者は、下記のとおりです。

登録事業者名	所在地	電話
(特非)ぬくもり福祉会たんぽぽ	飯能市落合290-4	042-972-8611
(福)茶の花福祉会 レスパイト大樹	入間市上藤沢987-1 2階	04-2968-3581
(特非)てあしの会 どんぐりの里	入間市新久819-11-25-366	04-2937-1520
(特非)生活サポートこころや	川越市かすみ野1-18-4	049-298-6640
(特非)くみちゃんち	入間市宮寺2311-13	080-3519-8332
(特非)国民生活向上委員会	狭山市東三ツ木7-3	049-291-2311
(特非)自立支援ホーム とことこの家	所沢市泉町911-1-101	04-2939-9733
(特非)テソロス・デ・ディオス	飯能市下赤工570-1	070-4219-8338
(一社)みつるくん 生活サポートみつるくん	飯能市美杉台2-19-3	042-978-5000

◆利用時間数 1年度に最大150時間まで

※ 年度途中で利用登録では、登録を受けた日の属する月から当該年度末までの月数に12.5を乗じて得た時間（小数点以下の端数切り上げ）まで

◆利用者負担 サービスについては有料になりますので、料金、サービス内容等詳細については、前記の各提供事業者にお問い合わせください。

◆持参するもの 障害者手帳

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(10) 埼玉県生活福祉資金

社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳 371-13 飯能市総合福祉センター内）

障害者世帯、低所得世帯又は高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。

実施主体は、埼玉県社会福祉協議会となります。

- ◆対象者 市内に居住している方（住民登録がある方）で、次のいずれかに該当する世帯
 - ・身体障害者手帳の交付を受けている方が属する世帯
 - ・療育手帳の交付を受けている方が属する世帯
 - ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯
 - ・その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる方が属する世帯
- ◆制度内容 世帯単位で貸し付ける各種貸付制度
 ※ 資金種類によって貸付対象世帯が異なります。
 ※ 貸付け（給付ではありません。）ですので償還（返済）が必要です。
- ◆相談・支援 本資金は、借入世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、申込から償還完了まで、社会福祉協議会やお住まい地域の担当民生委員等の関係機関が継続して相談支援を行います。
 相談支援等を拒まれる場合は、貸付けを受けることができません。
- ◆問合せ先 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
 〔電話〕 070-1461-5117 〔FAX〕 042-972-5100

(11) あんしんサポートねっと（福祉サービス利用援助事業）

（福）飯能市社会福祉協議会（飯能市双柳 371-13 飯能市総合福祉センター内）

物忘れなどのある高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で家族や親族等の援助が受けられないなど、一人で生活していくうえで不安がある方に対して、地域で安心した生活が送れるよう、定期的に訪問し、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理のサービスを提供します。

- ◆対象者 一人で生活していくには不安のある、物忘れなどのある高齢者、知的障害者、精神障害者など
- ◆事業内容
 - ・福祉サービスや日常生活に必要な手続きのお手伝いをします。
 - … ①福祉サービス利用援助 ②日常生活上の手続き援助
 - ・日常生活に必要な金銭に関するお手伝いをします。 … ③日常的な金銭管理
 - ・大切な書類をお預かりします。 … ④書類等預かりサービス

※ 相談は無料ですが、契約に基づく援助は有料（生活保護受給世帯は無料）です。

料金表		料金
①福祉サービス利用援助		1回1時間まで1,200円 (1時間を超えると30分ごとに400円加算)
②日常生活上の手続き援助		
③日常的金銭管理	本人が通帳を保管する場合	1回1時間まで1,600円 (1時間を超えると30分ごとに400円加算)
	本会が通帳を預かる場合	
④書類預かりサービス		基本料 2,000円 (年間)
		利用料 500円 (1か月)

- ◆問合せ先 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会
 〔電話〕 070-1461-5117 〔FAX〕 042-972-5100

(12) 市営住宅の入居申込み

飯能市の市営住宅は、市内に6団地(募集団地は5団地)あり、毎年6月と12月に募集を行い、原則として抽選・資格審査により入居者を決定します。

市営住宅に入居申込みできる方は、次に掲げる条件をすべて備えている必要があります。

- ◆申込要件
 - ① 飯能市内に住所又は勤務場所があること
 - ② 親族(内縁関係及び婚約者等を含む)からなる2人以上の世帯であること
 - ③ 現に住宅に困窮していることがあきらかなこと
 - ④ 入居しようとする親族全員の収入の総額が基準の範囲内にあること
 - ・高齢者、障がい者など・・・収入月額21万4千円以下
 - ・その他の方・・・収入月額15万8千円以下
 - ⑤ 入居しようとする親族全員について市税の滞納がないこと
 - ⑥ 入居しようとする親族全員が暴力団員でないこと

◆飯能市営住宅入居者募集案内配布場所

募集期間中に飯能市役所建築課、各地区行政センター、飯能駅サービスコーナーで配布します。また、埼玉県住宅供給公社及び飯能市ホームページからもダウンロードできます。

- ◆問い合わせ先 埼玉県住宅供給公社 川越支社(川越市的場2218番地4ヘルアート301号室)
〔電話〕049-227-6418 〔FAX〕049-233-5353

(13) 埼玉県県営住宅・特別県営住宅入居申込み

埼玉県にて住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた賃貸住宅で、市内に2団地あります。

このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や条例等に入居者資格が定められており、様々な制限があります。

また、県営住宅の管理を埼玉県住宅供給公社に委託していますので、詳細については埼玉県住宅供給公社ホームページ(URL: <http://www.saijk.or.jp>)をご覧ください。

- ◆入居資格 共通申込み資格に加え、住宅種類による個別の要件を備えていることが必要です。
- ◆募集期間 年4回(1月、4月、7月、10月)
※上記以外に随時募集を行っている場合があります。
- ◆問合せ先 埼玉県住宅供給公社 県営住宅課(さいたま市浦和区仲町3-12-10)
〔電話〕048-829-2875 〔FAX〕048-825-1822

(14) 交通事故被害者等に対する支援

(ア) 埼玉県交通安全対策協議会交通遺児援護基金

交通遺児等の援護を目的として寄せられた善意の寄付金を、援護金及び援護一時金として交通遺児等に給付します。

- ◆対象者 交通事故(陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故)により保護者が死亡又は重い障害(概ね身体障害者手帳の基準で1～3級相当の障害)を負った保護者に養育されている子供
- ◆相談窓口 埼玉県交通安全対策協議会
〔電話〕048-825-2011
県防犯・交通安全課
〔電話〕048-830-2955 〔FAX〕048-830-4757

(イ) 独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA: ナスバ)

自動車事故が原因で、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、食事及び排泄など日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料を支給します。また、自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方のお子様(中学卒業まで)に対して生活資金の無利子貸付を行うとともに、交通遺児などの健全な育成を図ることを目的として「友の会」を設置し、レクリエーション活動や、絵画、書道、写真などのコンテストを実施しています。

- ◆窓口 独立行政法人自動車事故対策機構 埼玉支所
(〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 3-12-6J・S-1 ビル 6F)
〔電話〕048-824-1945 〔FAX〕048-824-1946

（１）障害者運転免許取得費用の補助

障害者が運転免許の取得により就労等が見込まれる場合、１０万円を限度として補助対象経費の３分の２を補助します。

※自動車教習所に入校手続きをする前に申請が必要です。

- ◆対象免許 普通車・中型車・大型車（１・２種）・準中型（１種）
- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※ 大型車や２種の場合には、本人の所得により制限があります。
- ◆持参するもの ①障害者手帳 ②運転適性相談票※ ③運転免許取得に係る見積書
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 ０４２-９８６-５０７２ 〔ＦＡＸ〕 ０４２-９８６-５０７４
※ 運転適性相談については、下記にお問い合わせください。
埼玉県警察運転免許センター安全運転相談室（鴻巣市鴻巣４０５-４）
〔電話〕 ０４８-５４３-２００１

（２）身体障害者用自動車改造費用の補助

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を、１０万円を限度として補助します。

- ◆対象者等 市内に住所を有する身体障害者手帳（上肢、下肢又は体幹機能障害）の交付を受けている方で、就労等に伴い、自ら自動車を運転することができるように自動車を改造しようとする方の車両
※ 改造した自動車を使用することにより、就労等の機会が拡大すると認められる場合に限りま
す。
※ 本人や家族の所得により、補助対象者に制限があります。
※ 車両の改造をする前に申請が必要です。
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 ０４２-９８６-５０７２ 〔ＦＡＸ〕 ０４２-９８６-５０７４

（３）重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成

重度心身障害者の社会生活圏の拡大を図り、その福祉を増進することを目的として、市が業務提携している県内のタクシー・介護タクシーを利用した場合、その料金に対し１枚利用で初乗運賃相当額、２枚利用で初乗運賃相当額の２倍の額を助成します。

- ◆対象者 身体障害者手帳（１級又は２級）及び療育手帳（Ａ（最重度）・Ａ（重度））の交付を受けている方
※ 「（７）心身障害者自動車燃料費の助成」を受けている方を除きます。
※ ２枚利用は乗車料金が初乗運賃相当額の２倍以上の額である場合に限りま
- ◆内 容 福祉タクシー利用券（１枚につき、初乗運賃相当額）を申請月により、一年度６～
７２回を限度に交付
- ◆持参するもの 身体障害者手帳又は療育手帳
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 ０４２-９８６-５０７２ 〔ＦＡＸ〕 ０４２-９８６-５０７４

(4) タクシー運賃の割引

障害者手帳を提示が必要です。タクシー料金の10%が割引されます。

※「(3) 重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成」を受けている方は、利用券も同時に使用できます。

- ◆対象者 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- ◆相談窓口 各タクシー事業者

(5) 移送サービスカーの貸出し 飯能市社会福祉協議会(飯能市双柳371-13)

疾病や身体に障害があり外出困難な方が積極的に地域に出かけて行き、豊かな在宅生活をおくることができるように移送サービスカーを貸し出します。

- ◆対象者 市内在住の方で、疾病や障害等のため移動する際に車いすまたはストレッチャーを使用する必要があり、公共交通機関の利用が困難な方
- ◆貸出車両 ①きらめき(トヨタレジアスエース)乗車定員9名、車いす2台、簡易ストレッチャー1台)
②こじか(ダイハツハイゼット)乗車定員4名、車いす1台
- ◆費用 実費のみ自己負担
※実費とは、有料道路料金・有料駐車場料金などを言います。
- ◆利用 事前の登録が必要です。訪問・審査がありますので登録には時間がかかります。
- ◆問合せ先 〔電話〕070-1461-5117 〔FAX〕042-972-5100

(6) 埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用車用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

- ◆対象 利用証は、障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方。
- ◆申請窓口
 - 障害者等 … 障害福祉課 〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074
 - 高齢者等 … 介護福祉課 〔電話〕042-973-2118 〔FAX〕042-973-2120
 - 妊産婦等 … 保健センター 〔電話〕042-974-3488 〔FAX〕042-974-6558

※制度に関する詳細は、埼玉県のホームページをご確認ください。

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

(7) 心身障害者自動車燃料費の助成（在宅の方のみ）

障害者の生活のために使用する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成します。

◆対 象 者

- ①本人運転 … 身体障害者手帳（１～３級）の交付を受けている方で自動車運転免許証を所持し、車検証の使用者欄に本人の名前が記載されている自動車を運転する在宅の方
- ②家族運転 … 身体障害者手帳（１級又は２級）、療育手帳（Ａ（最重度）又はＡ（重度））の交付を受けている方で本人又は生計を一にする親族が自動車運転免許証を所持し、車検証の使用者欄に本人又は本人と同じ住所で同じ世帯の親族の名前が記載されている自動車を運転する在宅の本人又は本人と同じ住所で同じ世帯の親族の方

※ いずれの場合も「（４）重度心身障害者福祉タクシー利用料金の助成」を受けている方を除きます。

- ◆内 容 給油券（１枚１,２００円）を申請月により一年度２～２４枚（家族運転用は１～１２枚）を限度に交付します。
- 市が業務提携している市内給油所において、給油費を支払う際に給油券を提出してください。

◆持参するもの

- ①障害者手帳（原本）
②運転免許証
③自動車検査証

マイナ免許証の場合はマイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリで読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショットまたは印刷も可）を提示

◆相 談 窓 口

障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 ０４２-９８６-５０７２ 〔FAX〕 ０４２-９８６-５０７４

(8) 駐車禁止除外指定車 飯能警察署交通課（飯能市双柳５３１）

道路標識等により駐車禁止の交通規制が実施されている場所のうち、署長が許可した日時、場所（無余地となる場所は除く。）に駐車が可能（ただし、現場警察官の指示に従っていただく場合もあります。）となります。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ◆問合せ先 飯能警察交通課 〔電話〕 ０４２-９７２-０１１０

(9) 青い鳥郵便葉書の無償配布 飯能郵便局（飯能市柳町１６-２３）

受付期間内に申し込みをされた方に、「青い鳥郵便葉書」を一人につき２０枚まで無償で配布しています。詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ◆対 象 者 身体障害者手帳（１級又は２級）、療育手帳（Ａ（最重度）又はＡ（重度））の交付を受けている方

- ◆問合せ先 飯能郵便局 〔電話〕 ０４２-９７２-３４０１

- ・その他市内各郵便局又は日本郵便株式会社
- ・お客様サービス相談センター 〔電話〕 ０１２０-２３-２８-８６
- ・携帯電話から 〔電話〕 ０５７０-０４６-６６６（有料）

(10) ヘアカットサービス

疾病や身体に障害があり外出が困難な方に対して、美容師・理容師がご自宅まで出張してカットサービスを行います。出張料（3,000 円）を社会福祉協議会が負担します。

- ◆対象者 寝たきりや重度障害のため外出が困難な方
- ◆内容 年間最大4回（申請時期によって利用回数が異なります。）まで利用できます。
事前に飯能市社会福祉協議会へ利用を登録し、利用の際は直接協力店に申し込みをしてください。店舗情報は社会福祉協議会にお問合せください。
- ◆利用者負担 所定の料金負担があります。サービス利用後にその料金とともに飯能市社会福祉協議会が発行する利用券を美容師・理容師にお渡しください。

	カット・ブロー	シャンプー	パーマ	シェービング
美容	2,000 円	1,000 円	3,000 円～ 4,000 円	
理容	2,000 円		各協力店による	1,500 円

- ◆問合せ先 社会福祉法人飯能市社会福祉協議会 生活支援係（飯能市双柳371-13）
〔電話〕 070-1461-5117 〔FAX〕 042-972-5100

(11) 視覚障害者に対する声の広報

視覚障害者に対し行政情報の取得について支援するため、『広報はんのう』と『議会だより』を国際規格〔マルチメディア「DAISY」（デージー）〕の電子図書で貸し出します。

※ 広報はんのうは平成27年1月1日号から、声の議会だよりは平成30年8月1日発行号から音声データを市ホームページ上でも公開しています。

- ◆対象者 市内に在住で身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている方
- ◆費用 無料
- ◆内容 飯能市で月1回発行する『広報はんのう』と飯能市議会事務局で年4回発行する『議会だより』をデージー方式で録音し、郵送します。
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(12) 視覚障害者用ポータブルレコーダー（CD再生用）の貸出し

視覚障害者に対し行政情報の取得について支援するため、国際規格〔マルチメディア「DAISY」（デージー）〕の電子図書に対応した視覚障害者用ポータブルレコーダーを貸し出します。

- ◆対象者 市内に在住で身体障害者手帳（視覚障害）の交付を受けている方
- ◆費用 無料（情報の取得等に要する費用等を除きます。）
- ◆貸出期間 2週間以内
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(13) 録音資料（DAISY）の貸出と対面朗読サービス

市内に在住・在勤・在学で、図書館の利用登録がお済みの方のうち、視覚障害のある方や活字による読書が困難な方を対象に、録音資料の貸出および音訳者による対面朗読サービスを実施しています。図書館に所蔵のない録音資料についても、お気軽にお問い合わせください。

- ◆貸出期間 1か月以内
- ◆貸出点数 一人10点以内
- ◆問合せ先 飯能市立図書館（飯能市山手町19番5号）
〔電話〕 042-972-2114 〔FAX〕 042-972-2118

(14) 透析患者カード

人工透析をおこなっている方が災害時にスムーズに透析医療が受けられるため、アレルギーや薬剤の禁忌等留意点を記載できる「透析患者カード」を配布しています。

- ◆対象者 腎臓病により血液透析（HD）、腹膜透析（CAPD）、腎臓移植の治療を受けている方
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(15) 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳の交付を受けている方（下記の要件があります。）で、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求し、交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付する投票が認められています。

- ◆対象者 下記の障害名等で身体障害者手帳の交付を受けている方
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障害 … 1級又は2級
 - ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害 … 1級又は3級
 - ・免疫、肝臓の障害 … 1級から3級まで
- ◆相談窓口 飯能市選挙管理委員会
〔電話〕 042-973-2111（代表） 〔FAX〕 042-974-0044

(16) 聴覚障害者支援事業

タブレット端末を活用した遠隔手話通訳などでの窓口支援や、お持ちのスマートフォン等でお使いいただける代理電話サービス・遠隔手話サービス（えんかく+（プラス））を行っています。

- ◆代理電話サービス お持ちのスマートフォン等からテレビ電話機能やチャット機能を使い、手話通訳コールセンターを介し、市役所や市の関連施設に電話をかけることができます。
- ◆遠隔手話サービス 日常生活で手話通訳を必要とした場合に、365日（午前8時から午後9時まで）、お持ちのスマートフォン等から手話通訳オペレーターに接続し、どこからでも遠隔通訳（手話・文字チャット）を使ってコミュニケーションをとることができるというサービスです。費用の自己負担（通信料を除く。）はありません。なお、ご利用には事前の申請・登録が必要となります。
- ◆二次元コードによる
遠 隔 手 話 通 訳 飯能市内の地区行政センター等の公共施設（43ヶ所）及び市内指定避難所において、聴覚等に障害がある方が施設の利用や行政手続、災害時における避難所での情報収集等について、遠隔手話通訳により手話で会話が可能となり、円滑な情報提供及び利用が図れるようになりました。
 - ・利 用 方 法 各施設に設置してある二次元コードを読み込み、簡単な操作で手話通訳オペレーターと会話が出来ます（市外の方も利用可能）。
 - ・利用可能時間 施設の開設時間（ただし午後9時以降は利用できません。）
- ◆申 込 ・ 相 談 窓 口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(17) 手話通訳者等の派遣

聴覚や音声・言語機能に障害のある方が、家庭生活や社会生活上でのコミュニケーション手段を確保し、日常生活の向上と社会参加の促進を図るため、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会に業務を委託し、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者を派遣しています。

- ◆対 象 者 身体障害者手帳（聴覚、言語機能又は音声機能）の交付を受けている方
- ◆主な派遣内容
 - ・医療 … 通院、健康診断等
 - ・教育 … 入園・入学式、卒園・卒業式。懇談会、授業参観、家庭訪問等
 - ・生活 … 行政機関等への各種手続きや相談、冠婚葬祭等

※ 営利を目的とする活動を行う場合や政治団体又は宗教団体が行う活動に参加する場合等には派遣できません。
- ◆派遣場所等 原則として埼玉県内（派遣時間帯：午前7時から午後10時まで）
- ◆費 用 無料（交通費・入場料等は、依頼者の実費負担になります。）
- ◆申 込 み 先 埼玉聴覚障害者情報センター
（さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和地方庁舎別館内）
〔電話〕 048-814-3353 〔FAX〕 048-814-3354
※ 申し込み時に下記の内容をお伝えください。
①氏名 ②住所 ③電話・ファクス番号 ④通訳日時 ⑤通訳場所
⑥通訳内容 ⑦待ち合わせ場所・時間 など
※ 事前登録制のため、詳しくは埼玉聴覚障害者情報センターまでお問い合わせください。
- ◆相 談 窓 口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

(18) 緊急時の通信・通報用FAX及びアプリシステム

《埼玉県警察（さいたま市浦和区高砂3-15-1）》

《埼玉西部消防組合（所沢市けやき台1-13-11）》

1 埼玉県警察

埼玉県警察では、耳が聞こえない方や言葉が話せない方等、音声による110番通報が困難な方が事件や事故にあったとき、警察への緊急通報に利用する「110番アプリ」や「FAX110番」を運用しています。詳細は埼玉県警察（<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/>）にてご確認ください。

◆相談窓口 埼玉県警察本部地域防犯通信指令課 [電話] 048-832-0110（代表）

2 埼玉西部消防組合

耳が聞こえない方や言葉が話せない方等、音声による119番通報が困難な方を対象に、火災・救急に係わる119番通報への対応のため、緊急時の通信・通報用のFAXの設置やオンラインサービスがあります。

◆NET119番 ご自分のスマートフォンや携帯電話のインターネット機能を利用して、簡単なボタン操作だけで救急車や消防車などを要請する通報内容を消防へ通報ができるシステムです。いつでも全国どこからでも最寄りの消防へつながります。ご利用には登録が必要です。

◆FAX119番 局番なしの「119」へファクスしてください。所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市からファクス送信された場合に限り利用できるシステムです。ファクスを受信し内容を確認後、直ちに消防車(救急車)が向かう旨のファクスを返信します。同時に消防車(救急車)が出場します。

通報用紙は埼玉西部地域消防指令センターHPからダウンロードしてください。

◆相談窓口 埼玉西部地域消防指令センター
[電話] 042-978-9750 [FAX] 042-978-9751

(19) 飯能市メール配信サービス

市からのお知らせ、イベント情報、防災防犯などの情報を配信しています。事前にメールアドレスを登録いただくと、市からの情報がメールで届きます。

◆登録方法

①以下のメールアドレスに空メールを送信します。

[E-mail] entry@hannocity.jp

※右記のQRコードを読み込み、表示される画面からも空メールを送信できます。

②その後、本登録の手順の案内メールが返信されますので、画面案内に沿って登録してください。



◆相談窓口 秘書広報課
[電話] 042-986-5071 [FAX] 042-974-0311

(20) 緊急情報キット

いつ起こるかわからない災害時や救急時、駆けつけた救急隊員等が、「かかりつけの医療機関」「服薬」「持病」などの医療情報を医療機関等に伝えるための道具が緊急情報キットです。

「本人情報シート」に必要事項を記入したものを容器に入れて冷蔵庫に保管します。緊急情報キットがあることを伝えるため、玄関の内側等に表示ラベルを張り付けます。駆けつけた救急隊員等が表示ラベルを見て「本人情報シート」を取り出し確認することにより、迅速・適切な対応につながります。

「本人情報シート」「本人情報シート記入例」「容器用シート」「表示ラベル」は市HPからダウンロードできます。

- ◆使い方
1. 透明なプラスチック容器やビニール袋などに、容器用シート、本人情報シート、健康保険証の写しなどの必要な情報を入れます。
 2. 情報を入れた容器を冷蔵庫の目立つ場所に入れます。
 3. 表示ラベルを玄関の内側と冷蔵庫にはります。
- ※ 配布物のデータは、市HPからダウンロードできます。
<https://www.city.hanno.lg.jp/soshikikarasagasu/bosaikikikanrishitsu/2082.html>

- ◆相談窓口 防災危機管理室
 [電話] 042-973-2723 [FAX] 042-972-8455

(21) 緊急時通報システム

緊急時通報システムを設置することにより、日常生活上の緊急事態における不安を解消します。例えば、「容体が急変した」「転んでしまって起き上がれない」など、緊急事態が発生したときに、通報ボタンを押すだけでセンサーに連絡が行き、速やかにご自宅への駆けつけや119番通報などの対応を行います。また、毎月1回の安否確認や電話相談等もしています。

- ◆利用いただける方 飯能市に住所があって実際に生活しており、以下のいずれかに当てはまる方
- ・「65歳以上のひとり暮らし」又は「同居者が65歳以上で、かつ、寝たきり状態か認知症」で、心身の状況により緊急事態が発生する可能性が高いと認められた方
 - ・身体障害者手帳1・2級をお持ちで、ひとり暮らしの方
 - ・その他、市長が特に必要と認めた方

- ◆料金 ご本人負担の月額金額は課税状況によって異なります。
 なお、ご利用には「固定電話回線」が必要で通話料金は全額ご本人の負担となります。ご本人にお支払いいただく月額料金は、以下のとおりです。

本人非課税		月額料金
世帯非課税	生活保護受給者／老齢福祉年金受給者	0円
	年金受給者	540円
世帯課税	年金受給者	1,080円

本人課税		月額料金
合計所得	210万円未満	1,620円
	210万円以上～420万円未満	2,160円
	420万円以上	2,700円

- ◆相談窓口 介護福祉課（窓口⑫）
 [電話] 042-973-2118 [FAX] 042-973-2120

(22) ヘルプマーク・ヘルプカード

義足や人工関節を使用している方、内部障害※や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。

ヘルプマークを持つことで「援助や配慮を必要としていることを知らせる効果」と、それを見た方に「援助や配慮に気づいてもらう効果」があります。

このマークは、平成29年7月にジス(JIS・日本工業規格)の案内用図記号に採用され、これから、全国に普及が見込まれます。

原則1人1つの配布となっております(多くの方にご利用いただくため)。

※心臓機能障害、肝機能障害、呼吸器機能障害などの体の内部の障害。

◆配布対象となる方 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方。

◆使用方 法 ストラップを利用して、鞆等に掛けて使用します。常時着けていただくことも、必要に応じて着けていただくこともできます。

※ストラップがドアに挟まれないようにご注意ください。

必要に応じて、マークの片面に附属のシールを貼ることができます。

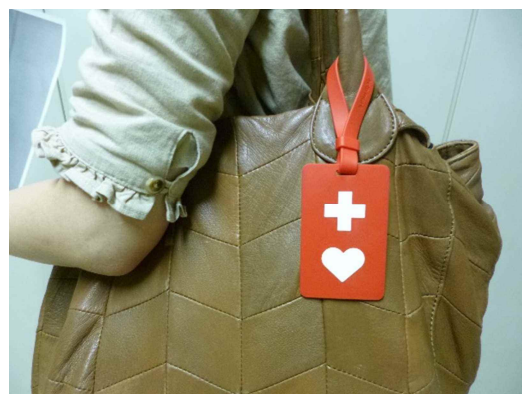
シールには、ヘルプマークの利用者が、周囲に伝えたい情報や必要とする支援内容を記入することができます。

(例) 私の名前と電話番号、血液型、薬について、緊急連絡先の名前と電話番号、かかりつけ医、〇〇してください、〇〇が苦手です 等

◆相談窓口 障害福祉課(窓口⑨)

[電話] 042-986-5072 [FAX] 042-986-5074

ヘルプマーク



ヘルプカード (カードサイズ)

(第一号)福祉 一歩一歩キッズ学習塾 	
あなたの支援が必要です。 ヘルプカード 	
 飯能市	

(表)

ふりがな 名前	生年月日	
住所	TEL	
その他の 緊急 連絡先		
治療中の 病気	血液型	
飲んでいる 薬		
かかりつけ 医		
障害の 種類・等級		
(必要な手助け、相手に理解して欲しいことなど)		

(内側)

名前、生年月日、住所、
緊急連絡先、かかりつけ医、
お薬などを記入できます。

手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当

精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の子どもを育てている方のうち、主として生計を維持している方に支給されます。ただし、次のような場合には、手当を受けることができませんので注意してください。

1. 申請する方や子どもが日本国内に住所を有しないとき。
2. 子どもが障害による公的年金を受けることができるとき。
3. 子どもが児童福祉施設等に入所しているとき。

◆支給額 手当は1年に3回、4月(12～3月分)・8月(4～7月分)・11月(8～11月分)に4か月分ずつ支払われます。

障害の状態	月額（全部支給）
1級（重度）	58,450円
2級（中度）	38,930円

・上記の額は、令和8年4月現在のものです。

・申請する方やその配偶者及び同居等生計を同じくしている扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

◆相談窓口 こども支援課（窓口⑧）

〔電話〕 042-978-5627 〔FAX〕 042-973-2120

(2) 児童扶養手当

父母が離婚した児童、父または母が死亡・行方不明・障害などに該当する児童を養育している父または母、若しくは養育者に支給されます。

◆対象児童 18歳到達後最初の3月31日までの間（一定の障害がある場合は20歳まで）の方

◆所得制限 受給資格者、配偶者及び扶養義務者(申請者の直系血族、兄弟姉妹)の所得により、手当の支給に制限があります。

申請する方やその配偶者、および同居等生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹）の所得により、手当の支給が停止になることがあります。

◆支給額

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人の場合	48,050円	48,040円～11,340円
2人目以降加算額	11,350円	11,340円～5,680円

◆相談窓口 こども支援課（窓口⑧）

〔電話〕 042-978-5627 〔FAX〕 042-973-2120

(3) 特別障害者手当等

重度の障害により日常生活を送る際、特別な介護を必要とする在宅障害者に対し、下記の手当を支給します。

1 特別障害者手当

- ◆対 象 者 精神又は身体に著しく重度の障害を 有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
※ 施設に入所中の方及び病院又は診療所に3か月を越えて入院している方は除きます。
- ◆支給月額 月額30,450円（令和8年4月現在）

2 障害児福祉手当

- ◆対 象 者 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方（おおむね下記の状態にある方）
ア 身体障害者手帳1級の一部及び2級の一部の方
イ 療育手帳の④（最重度）相当の方
ウ 精神障害、血液疾患等で上記ア、イと同程度の障害のある方。
※ 施設に入所中の方及び障害を支給事由とする年金を受給している方は除きます。
- ◆支給月額 月額16,560円（令和8年4月現在）

3 経過措置による福祉手当

- ◆対 象 者 昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった方のうち、障害基礎年金等（特別障害者手当を含む。）を支給されない方
- ◆支給月額 月額16,560円（令和8年4月現在）

4 1～3の共通事項

- ◆所得制限 受給者もしくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定の額以上であるときは、支給されません。
- ◆支給時期 1年に4回〔2月、5月、8月及び11月〕、3か月分ずつ支払います。
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(4) 重度心身障害者手当

重度心身障害者に対し、経済的、精神的負担の軽減を図るため、支給します。

- ◆対 象 者 「(3) 特別障害者手当等」を受給していない方のうち、下記のいずれかの重度の障害がある方
①身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けている方
②療育手帳（④（最重度）・A（重度）・B（中度））の交付を受けている方
③精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている方
※ ①～③の手帳の交付を受けた年齢が65歳以上の場合は対象になりません。
※ 施設に入所している方は、障害者総合支援法（介護給付費）制度を利用して入所している場合、または本市が措置している場合に限りません。
- ◆支給月額 月額5,000円
- ◆支給時期 1年に2回〔3月及び9月〕
- ◆持参するもの ①身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
②障害者本人名義の口座番号のわかるもの
- ◆所得制限 本人の市民税が課税（均等割含む）されている場合は、支給が停止となります。
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(5) 難病患者見舞金

難病患者の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的として、見舞金を支給します。

- ◆対象者 埼玉県から指定難病医療受給者証、特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方
- ◆見舞金額 年額10,000円
- ◆持参するもの ①各種受給証（有効期限内のもの） ②受給者本人名義の口座番号のわかるもの
- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
〔電話〕042-986-5072 〔FAX〕042-986-5074

(6) 障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害の原因となった病気やケガについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令により定められた障害等級表（1級又は2級）による障害の状態にある間は障害基礎年金が支給されます。

- ◆支給要件
 - ・国民年金の加入期間に初診日があること
 - ・20歳前又は60歳以上65歳未満で、日本国内に住んでいる年金に加入していない期間（老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。）
 - ・障害の状態が、障害認定日又は20歳に達した時に一定の状態にあること
 - ・保険料納付要件
初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。
 - ア 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること（または猶予）
 - イ 初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと
- ◆障害認定 初めて医師の診療を受けたときから、1年6か月経過したとき（その間に治った場合は治ったとき）に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間に障害の状態となったとき
 - ※ 例えば、初めて医師の診療を受けた日から1年6か月以内に、次のア〜クに該当する日があるときは、その日が「障害認定日」となります。
 - ア 人工透析療法を行っている場合は、透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日
 - イ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換した場合は、そう入置換した日
 - ウ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した場合は、装着した日
 - エ 人工肛門の造設、尿路変更術を施術した場合は、造設又は手術を施した日から起算して6か月を経過した日
 - オ 新膀胱を造設した場合は、造設した日
 - カ 切断又は離断による肢体の障害は、原則として切断又は離断した日（障害手当金又は旧法の場合は、創面が治癒した日）
 - キ 喉頭全摘出の場合は、全摘出した日
 - ク 在宅酸素療法を行っている場合は、在宅酸素療法を開始した日
- ◆年金額 1級 … 年額1,059,125円 2級 … 年額847,300円
 - ※ 上記の額は、令和8年4月現在のものです。
 - ※ 生計を維持している障害基礎年金の受給権者に18歳未満の子又は20歳未満で障害の程度が1級、2級の子があるときは、加算があります。
- ◆相談窓口 相談はどちらも原則予約制です。事前に各相談先にご連絡ください。
保険年金課（窓口⑤）
〔電話〕042-973-2117 〔FAX〕042-973-2120
日本年金機構所沢年金事務所（所沢市上安松1152-1）
〔電話〕04-2998-0170 〔FAX〕04-2992-3119
〔ねんきんダイヤル〕0570-05-1165
※050から始まる電話からは、〔電話〕03-6700-1165

(7) 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、一定要件を満たす障害基礎年金等の受給権を有していない方に対し、「特別障害給付金」を支給する制度です。

- ◆対象者 以下の①又は②を満たす、当時、任意加入していなかった期間内に初診日^{※1}があり、現在「障害基礎年金1級又は2級相当」の障害の状態に該当する方
- ※ 65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当し、請求された方のみとなります。
- ※ 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。
- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生^{※2}
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者^{※3}
- 注1 … 障害の原因となる傷病について、初めて医師又は歯科医師の診察を受けた日です。
- 注2 … 国民年金任意加入であった学生とは、次の(1)又は(2)の昼間部在学していた学生（定時制、夜間部、通信を除く。）を目安としてください。
- ア 大学（大学院）、短大、高等学校および高等専門学校
- イ 昭和61年4月から平成3年3月までは、上記アに加え、専修学校及び一部の各種学校
- 注3 … 被用者等の配偶者とは、以下の場合となります。
- ア 被用者年金制度（厚生年金保険、共済組合等）の加入者の配偶者
- イ 上記アの老齢給付受給権者及び受給資格期間満了者（通算老齢・通算退職年金を除く）の配偶者
- ウ 上記アの障害年金受給者の配偶者
- エ 国会議員の配偶者
- オ 地方議会議員の配偶者（ただし、昭和37年12月以降）
- ◆支給額
- ・障害基礎年金1級相当に該当する方…月額58,650円
 - ・障害基礎年金2級相当に該当する方…月額46,920円
- ※ 上記支給額は令和8年4月現在の額です。
- ※ ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額制限される場合があります。
- ※ 老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。
- ※ 特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格を喪失します。
- ◆相談窓口 相談はどちらも原則予約制です。事前に各相談先にご連絡ください。
- 保険年金課（窓口⑤）
- 〔電話〕042-973-2117 〔FAX〕042-973-2120
- 日本年金機構所沢年金事務所（所沢市上安松1152-1）
- 〔電話〕04-2998-0170 〔FAX〕04-2992-3119
- 〔ねんきんダイヤル〕0570-05-1165
- ※ 050から始まる電話からは、〔電話〕03-6700-1165

(8) 心身障害者扶養共済制度

心身に障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、残された障害のある方へ終身にわたり一定額の年金を支給する制度です。

また、この制度は、埼玉県が共済制度の円滑な運営を図るため、独立行政法人福祉医療機構と独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約を締結し、実施しているものです。

◆加入資格 下記に対象となる心身障害者を扶養している保護者で、次の要件に該当する方

①障害のある方を扶養している保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、祖父母等）

②加入者（保護者）は、加入時年度の4月1日時点で65歳未満であること

※ 加入時とは加入承認日のことであって、加入申込時のことではありません。

また、加入申込から加入承認まで1～2か月程度要します。

③加入時、県内（さいたま市を除く。）に住んでいること

④加入者は、特別の疾病又は障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること

⑤障害のある方に対して、加入できる保護者は1人まで

◆対象となる障害者

次のいずれかに該当する方で、将来独立自活することが困難であると認められる方

①身体障害者手帳（1級～3級）の交付を受けている方

②療育手帳の交付を受けている方

③精神又は身体に永続的な障害があり、その程度が上記と同程度と認められる方

（精神疾患、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）（精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方も該当します）

◆内 容

加入者が死亡又は重度の障害状態になった場合、障害者に年金が支給されます。

また、加入者が生存中に心身障害者が死亡した場合は、加入期間に応じて弔慰金が支給されます。

①掛金 … 月額9,300～23,300円（令和8年4月現在）

※ 加入者の年齢により異なります。また、加入期間または加入者等の所得に応じて、掛金が免除または減額されます。

※ 制度の見直しにより、掛金が改定されることがあります。

②年金 … 1口当たり月額20,000円

③加入限度 … 1人2口まで

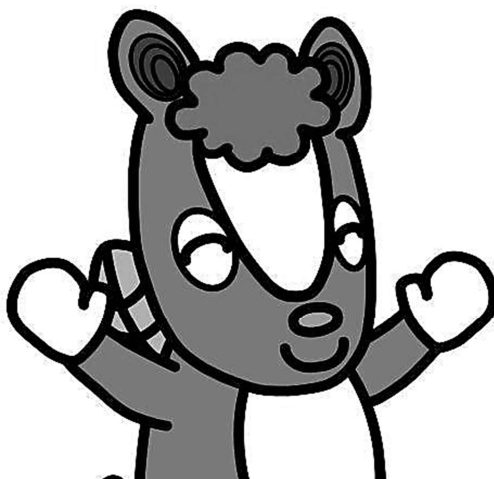
◆相談窓口

障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072 〔FAX〕 042-986-5074

埼玉県福祉部障害者福祉推進課

〔電話〕 048-830-3315 〔FAX〕 048-830-4789



税の控除・減免

(1) 所得税の控除

所得税の障害者控除

納税者自身、同一生計配偶者または扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

	障害の程度	控除額
特別障害者控除	身体障害者手帳の1級、2級 療育手帳の④（最重度）A（重度） 精神障害者保健福祉手帳の1級	所得金額から40万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害者手帳の交付を受けており、同居している場合	所得金額から75万円
障害者控除	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB（中度）・C（軽度） 精神障害者保健福祉手帳の2級、3級	所得金額から27万円

- ◆相談窓口 所沢税務署（所沢市並木1-7）
〔電話〕0570-00-5901（ナビダイヤル）
又は、給与から源泉徴収されている場合は、勤務先の給与担当へ

(2) 市民税・県民税の控除

市民税・県民税の障害者控除、非課税

納税者自身又はその控除対象配偶者や扶養親族に心身の障害のある場合は、次の額の控除が受けられます。

	障害の程度	控除額
特別障害者控除	身体障害者手帳の1級、2級 療育手帳の④（最重度）A（重度） 精神障害者保健福祉手帳の1級	所得金額から30万円
	控除対象配偶者又は扶養親族が上記障害者手帳の交付を受けており、同居している場合	所得金額から53万円
障害者控除	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB（中度）・C（軽度） 精神障害者保健福祉手帳の2級、3級	所得金額から26万円

※ 上記障害者手帳を所持している本人の所得金額が135万円以下であるときは、非課税となります。

- ◆相談窓口 市民税課（窓口③）
〔電話〕042-973-2111
〔FAX〕042-973-2120
又は、給与から特別徴収されている場合は、勤務先の給与担当へ

(3) 個人事業税の非課税

- ◆対象者 両眼の視力が0.06以下の視力に障害のある方
◆内容 あんま、マッサージ、はり、きゅう、柔道整復師、その他医療に類する事業を個人で営む場合、事業税が非課税になります。
◆相談窓口 飯能県税事務所（飯能市双柳353 埼玉県飯能合同庁舎内）
〔電話〕042-973-5615 〔FAX〕042-973-5610

(4) 相続税の控除

◆対象者 下記の障害者手帳の交付を受けている方である相続人（85歳未満）

◆内容

	障害の程度	控除額
特別障害者控除	身体障害者手帳の1級、2級 療育手帳の④（最重度）A（重度） 精神障害者保健福祉手帳の1級	相続税額から （85歳※－現在の満年齢）×20万円
障害者控除	身体障害者手帳の3～6級 療育手帳のB（中度）・C（軽度） 精神障害者保健福祉手帳の2級、3級	相続税額から （85歳※－現在の満年齢）×10万円

◆相談窓口 所沢税務署（所沢市並木1-7）〔電話〕04-2993-9111（音声案内）

(5) 特別障害者に対する贈与税の非課税

◆対象者 次のいずれかに該当する方

①身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方

②療育手帳（④（最重度）A（重度））の交付を受けている方

◆内容 心身に重度の障害がある特別障害者の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特別障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価格のうち、6,000万円までは贈与税がかかりません。

この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に「障害者非課税信託申告書」を、信託会社を通じて税務署長に提出しなければなりません。

◆相談窓口 所沢税務署（所沢市並木1-7）〔電話〕04-2993-9111（音声案内）

◆ 聴覚障害者等案内専用ファクシミリ ◆

◆相談室名 … 関東信越国税局 税務相談室 〔FAX〕048-833-9680

① 聴くことや話すことが不自由な方の税務相談専用です。

② このファクシミリを利用して、法令に基づく各種申告書、申請書、届出書等の提出はできません。

③ このFAX番号の無断転載はご遠慮ください。

(6) 郵便貯金、預貯金の利子所得等の非課税

- ◆対象者 国内に住所のある個人で、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など一定の要件を満たす方、遺族年金や寡婦年金を受けている妻など一定の要件を満たす「その他の人（妻）」。
- ◆内 容 (1) 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（マル優）非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券。非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子。
(2) 障害者等の少額公債の利子の非課税制度（特別マル優）非課税の対象となる利子は、国債および地方債の額面の合計額が350万円までの利子。これは、上記（1）の障害者等のマル優とは別枠。
(3) 障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度障害者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度は郵政民営化後（平成19年10月1日以後）廃止され上記（1）の取扱いによる。なお、郵政民営化前に非課税の適用を受けて預入された一定の郵便貯金の利子については、満期（または解約）までの間、引き続き非課税。
- ◆相談窓口 各金融機関又は所沢税務署（所沢市並木1-7）
〔電話相談センター〕 0570-00-5901（ナビダイヤル）
〔電話相談以外〕 04-2993-9111（代表番号）

(7) 軽自動車税等の減免

- ◆内 容 障害のある方やそのご家族が、障害者のために使用する車両1台の軽自動車税が減免されます。※登録車（普通自動車）の減免を受けている方は、軽自動車との重複減免は受けられません。
- ◆対 象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、一定の要件に該当する方。（詳しい減免の要件等については、下記相談窓口にお問合せください。）
対象となる車両は、障害がある方本人またはその家族が障害者のために使用する車両。
（1台のみ。個人名義の自家用車のみ）

◆所有者及び運転者

- (1) 所有者及び運転者が、障害者本人または障害者と同一生計の方の場合
(2) 障害者のみで構成される世帯の障害者が所有者で、障害者を常時介護する方が運転者の場合

◆相談窓口

◎軽自動車税 市民税課（窓口③）
〔電 話〕 042-973-2111
〔FAX〕 042-973-2120

◎普通自動車の自動車税の減免について

埼玉県自動車税事務所所沢支所 〔電話〕 04-2998-1321
〔FAX〕 04-2991-1009

公共料金等の割引

(1) バス運賃の割引

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※写真添付のある障害者手帳に限ります。
- ◆内容
 - ・運賃の5割が割引されます。
 - ただし、バスの定期券は3割引です（小児定期券は割引されません。）。
 - ・第1種の身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳を所持している方及び要介護の施設入所者（児）は、付き添い者も割引されます。
 - ・その他規定や、県をまたいで利用できる場合もあるので詳しくは各バス会社へお問い合わせください。
- ◆手続き 利用の際に運転手に障害者手帳を提示してください。
- ◆相談窓口 各バス会社



◆おでかけむーま号

- ・手帳またはミライロIDをご提示ください。
- ・車いす利用者の方のご利用は事前予約が必要です。
- 【原市場(中藤・中沢)地区】【南高麗地区】… 国際興業バス飯能営業所〔電話〕042-973-1161
- 【精明地区・加治地区】… 西武ハイヤー株式会社〔電話〕042-972-8198
- ・ご利用地区により交通系ICカード、2千円札、5千円札、1万円札不可。
- (注意) 東飯能駅(駅前広場)、間野黒指、苅生自治会館で折り返し引き続き乗車される方は、再度運賃の支払いが必要です。
- 詳細は各運行业者へお問合せください。

(2) JR運賃の割引

- ◆対象者・内容 身体障害者手帳及び療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付を受けている方

区分	種類	割引率	取扱区間
第1種障害者(介護付)	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 急行券	5割	全線(介護者も同率割引)
第1種障害者(単独) 第2種障害者(単独)	普通乗車券	5割	片道の営業距離が100kmを超える区間
12歳未満の第2種身体障害児とその介護者 12歳未満の知的障害者とその介護者	定期乗車券	5割	全線(介護者のみ)

※ 障害者の方と介護者の方には、同一区間の乗車券類を購入してください。

※ 割引となる介護者の方は1名です。

※ 写真添付のある障害者手帳に限ります。

※ 精神障害者保健福祉手帳に第一種または第二種のいずれかの該当種別を示す表記がある方が対象となります。

※ 私鉄についても、同様の割引がありますが、JRとは異なる部分があります。詳しくは直接各鉄道会社へお問い合わせください。

- ◆手続き 乗車券などの購入の際に障害者手帳を提示することで、割引が受けられます。
- ◆相談窓口 各JR窓口

(3) 国内航空運賃の割引

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
※写真添付のある障害者手帳に限ります。
※航空運送事業者により割引運賃の適用範囲は異なります。
- ◆相談窓口 各航空会社

(4) 有料道路の割引

- ◆内 容 「身体障害者の方が自ら運転する」または「身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方^(注)が同乗し、障害者ご本人以外の方が運転する場合」に、事前に登録していただくと、通勤、通学、通院などの日常生活において、全国すべての有料道路の料金が50%以内の割引となります。
- ◆対象者等
 - ア 障害者ご本人が運転される場合：身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
 - イ 障害者ご本人以外の方（同居の親族）が運転され、障害者ご本人が同乗される場合：身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方^(注)
※ただし、身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、重度の障害のある方^(注)は、ご自分で運転される場合でも対象になります。
- ◆対象車両
 - （注）「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種に該当する方
 - 自家用の乗用自動車及び貨物自動車で、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等、または障害者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有する車両。
 - 有料道路における障がい者割引を受けている方はレンタカーや代車、タクシー等での利用も割引対象となる場合があります。
- ◆手 続 き
 - 自動車保有していない場合は自動車無しのお手続きも可能です。
 - ご利用前に障害福祉課にて「登録」が必要です。
 - ※ ETCご利用の場合は、「有料道路ETC割引登録係」への登録が必要です。
 - ETCご利用の方はオンラインでの「登録」も可能です。
 - オンラインで各種申請（新規・変更・更新）を行う場合は必要な書類やご利用の流れ等については、以下のURLからご確認ください。
 - 【オンライン申請】<https://www.expressway-discount.jp/>

◆持参するもの

ETCを利用しない場合	①手帳 ②自動車検査証記録事項（所有者または使用者の住所記載のあるもの。 お持ちでないかたは車検証） ③（障害者ご本人が運転される場合）運転免許証 マイナ免許証の場合はマイナポータルまたはマイナ免許証読み取りアプリで読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面（スクリーンショットまたは印刷も可）を提示
ETC利用の場合	上記①～③のほかに、 ④ETCカード（原則、 障害者本人名義のもの ） ⑤登録を希望される車に取り付けられた車載器の「ETCセットアップ申込書・証明書」

- ◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）
 〔電話〕042-986-5072（直通） 〔FAX〕042-986-5074
 有料道路ETC割引登録係
 〔電話〕045-477-1233（平日9時～17時）

(5) NHK放送受信料の減免

◆対象者・内容

全額免除	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の世帯で、世帯員全員の市町村民税が非課税の場合
半額免除 (世帯主が受信契約者の場合)	①世帯主が視覚・聴覚の身体障害者手帳の交付を受けている場合
	②世帯主が1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている場合
	③世帯主が④・Aの療育手帳の交付を受けている場合
	④世帯主が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合

◆手 続 き 市役所で申請書に必要な事項を記入してください。申請書に証明をします。また、この申請書を管轄のNHK営業センターへ提出してください。

◆持参するもの ①手帳 ②認印

◆相談窓口 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072（直通） 〔FAX〕 042-986-5074

NHKふれあいセンター

〔電話〕 0570-077-077 〔FAX〕 045-522-3044

(6) 飯能ケーブルテレビ（飯能日高テレビ）基本料金等の割引

◆対 象 者 受信契約者に視覚・聴覚の重度の障害があり身体障害者手帳の交付を受けている方

◆手 続 き 下記までお問い合わせください。

◆相談窓口 飯能ケーブルテレビ株式会社（飯能市小久保19-1） 〔電話〕 0120-543611

(7) ふれあい案内（無料番号案内）

該当の障害の方が事前登録することにより、無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」を利用できます。

◆対 象 者 ① 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの障害のある方

障害区分	身体障害者手帳の等級
視覚障害	1～6級
肢体不自由 (上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)	1級又は2級
聴覚	2級、3級、4級、6級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能	3級、4級

② 療育手帳の交付を受けている方

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆手 続 き ふれあい案内事務局まで、FAXまたは電話にて、ご登録希望の旨ご連絡ください。

◆相談窓口 ふれあい案内事務局 〔電 話〕 0120-104174

〔FAX〕 0120-104134

※受付時間は、午前9時から午後5時（土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く）

（８）携帯電話の基本使用料等の割引

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証又は特定疾患登録者証等の交付を受けている方
- ※ 割引内容・申込方法等は各携帯電話会社、営業所へお問い合わせください。

（９）日帰り天然温泉さわらびの湯入館料の割引

飯能市営の「名栗の日帰り天然温泉 さわらびの湯」は、女性用露天風呂、男性用露天風呂、大浴場があり、露天風呂は大自然の中ゆったりと入ることができます。

また、本施設の管理・運営を名栗さわらびの湯共同事業体に委託しています。

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ◆内 容 入館料（３時間）が４００円になります。手帳またはミライロＩＤをご提示ください。
- ◆相談窓口 名栗さわらびの湯共同事業体（飯能市下名栗６８５） 〔電話〕０４２－９７９－１２１２

（１０）埼玉県伊豆潮風館の利用

障害のある方々とそのご家族が宿泊休養し、健康の増進とレクリエーションの場としてご利用いただくために、埼玉県が開設した障害者更生センターで、障害のある方のみならず、広く埼玉県民一般の方々が、共に楽しくご利用いただける障害者向け保養所です。

- ◆相談窓口 埼玉県伊豆潮風館（静岡県伊東市富戸先原１３１７－８９）
〔電話〕０５５７－５１－１５０４ 〔ＦＡＸ〕０５５７－５１－３４３６

関係機関等一覧

(1) 障害者福祉関係行政機関

名称	所在地	電話	FAX
飯能市福祉事務所	飯能市大字双柳1-1	042-973-2111	042-973-2120
飯能市社会福祉協議会	飯能市大字双柳371-13	070-1461-4656	042-972-5100
飯能市総合福祉センター	//	070-1461-5258	//
飯能市立つぼみ園 (障害児通所施設)	飯能市大字芦刈場570-4	042-971-5522	042-971-5522
飯能市保健センター	飯能市大字双柳371-13	042-974-3488	042-974-6558
飯能市教育センター	飯能市大字双柳94-25	042-973-9522	042-971-3917
飯能市立図書館	飯能市山手町19-5	042-972-2114	042-972-2118
埼玉西部消防組合 埼玉西部消防局	所沢市けやき台1-13-11	04-2924-0119	04-2929-9126
埼玉県警察 飯能警察署	飯能市大字双柳531	042-972-0110	/
国立障害者 リハビリテーションセンター	所沢市並木4-1	04-2995-3100	04-2995-3102
埼玉県総合 リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚148-1	048-781-2222	048-781-1552
埼玉県狭山保健所	狭山市稲荷山2-16-1	04-2954-6212	04-2954-7535
埼玉県飯能県税事務所	飯能市大字双柳353	042-973-5612	042-973-5610
所沢公共職業安定所飯能出張所 (ハローワーク飯能)	飯能市大字双柳94-15	042-974-2345	042-973-7318
埼玉県所沢児童相談所	所沢市並木1-9-2	04-2992-4152	04-2994-1420
日本年金機構 所沢年金事務所	所沢市上安松1152-1	04-2998-0170	04-2992-3119

※ 国立障害者リハビリテーションセンターへのお問い合わせはできるだけメールをご利用ください。
 [E-mail] webmaster@rehab.go.jp [URL] <http://www.rehab.go.jp/>

(2) 障害者福祉関係団体

団体名	活動内容
脳卒中者 あすなろ会	主に脳血管障害のある方へ情報交換（全国的）と社会参加・交流を促進
飯能市聴覚障害者の会	聴覚に障害のある方への情報交換と社会参加を支援。飯能市手話サークル、ボランティアと連携
飯能市手をつなぐ育成会	障害児・者及び家族等との適切な情報の共有及び社会参加の促進。文化事業等を通しての地域社会への啓発活動
障害児と家族の会 わだち 轍	障害のある子ども達の澄んだ瞳と最高の笑顔を絶やさず、未来が希望を持てる明るい社会であるよう多くの支援者と共に活動
飯能日高精神障害者家族会 みのり会	精神障害者の家族による「わかちあい・学習会」活動。家族への情報提供や障害者の社会参加を促進
特定非営利活動法人あおーら	精神保健福祉に関する啓発、精神障害者の生活と就労の支援、社会参加の機会の提供等
おどる太鼓クラブ	障害者の自立と社会参加を目指し、一般市民に理解を深め、余暇活動の充実と共に健やかな生活の援助を目的として、民族歌舞団荒馬座の指導を受け、日本の伝統芸能の和太鼓を中心に篠笛、踊り、歌などを楽しみながら活動
NPO法人ニモカクラブ	いろいろな病気の子の子育てにまつわる課題や知識を共有、地域の理解が深まるよう様々なイベントを行っています。

◆問合せ先 障害福祉課（窓口⑨）

〔電話〕 042-986-5072（直通） 〔FAX〕 042-986-5074

(3) ボランティア団体 （障害者福祉関係）

団体名	活動内容
点字サークル つくしんぼ	点訳活動、初心者や学校における総合的学習の時間での点訳指導や視覚障害者との交流
飯能市手話サークル	市内在住の聴覚障害者との交流と手話などのコミュニケーション手段を学ぶ
飯能市音訳ボランティア ひびき	視覚障害者からの依頼図書、広報、新聞などの録音テープ作成、対面朗読や施設での読み聞かせ

◆問合せ先 飯能市ボランティアセンター（社会福祉協議会内）

〔電話〕 070-7792-2450 〔FAX〕 042-972-5100

〔E-mail〕 hanno-v.c@hannosyakyo.or.jp

〔URL〕 <http://hannosyakyo.or.jp/>

(4) 難病患者・家族会 (障害者福祉関係) 坂戸保健所・狭山保健所管内

団体名	活動内容	問合せ先
すみれの会	月1回(毎月第2水曜:午後2時~午後4時) 集まり、勉強会や情報交換、親睦をはかることを目的とした筋萎縮側索硬化症(ALS)患者とその家族の会です。	埼玉県坂戸保健所 (坂戸市石井2327-1) 〔電話〕 049-283-7815 〔FAX〕 049-284-2268
すずらんの会	月1回(毎月第3水曜:午後2時~午後4時) 集まり、勉強会や情報交換、親睦をはかることを目的としたパーキンソン病など神経難病の患者とその家族の会です。	
ひまわりの会	会員の相互交流と病気に関する情報交換を行い、専門医の指導を受けた日常生活の充実を目的とした神経難病患者等とその家族の会です。	埼玉県狭山保健所 (狭山市稻荷山2-16-1) 〔電話〕 04-2954-6212 〔FAX〕 04-2954-7535
かたくりの会	月1回(毎月第3木曜:午後2時~午後4時) 集まり、勉強会や情報交換、親睦をはかることを目的とした筋萎縮側索硬化症(ALS)患者とその家族の会です。	

MEMO

○ … 全障害部位該当
△ … 一部の障害該当（制限あり）

該 当 障 害		
無印…全障害	音…音声障害	複…両下肢、体幹、移動機能→1, 2級
知…知的障害	言…言語機能障害	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、
視…視覚障害	透…人工透析	小腸→1, 3級、免疫不全、肝臓→1～3級
聴…聴覚障害	抗…抗免疫療法	



援護等事業一覽表

[illegible]

障害者に関するマークについて

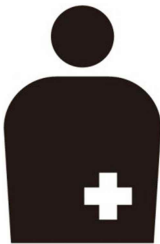
《出典》内閣府HP (URL) <http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>

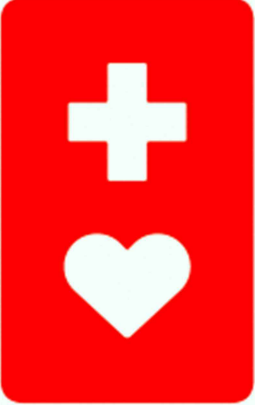
街で見かける障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

順不同

名称	概要等	連絡先
〔 障害者のための 国際シンボルマーク (色：青地に白) 〕 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。 ※ このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 (URL) https://www.jsrpd.jp/ 〔電話〕 03-5273-0601 〔FAX〕 03-5273-1523
〔 身体障害者標識 (色：青地に白) 〕 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局 交通企画課 〔電話〕 03-3581-0141(代)
〔 聴覚障害者標識 (色：緑地に黄) 〕 	聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局 交通企画課 〔電話〕 03-3581-0141(代)
〔 盲人のための 国際シンボルマーク (色：青地に白) 〕 	世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (URL) https://ncwbj.or.jp/ 〔電話〕 03-5291-7885
〔 耳マーク (色：緑) 〕 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者 団体連合会 (URL) https://www.zennandhoor.jp/ 〔電話〕 03-3225-5600 〔FAX〕 03-3354-0046

名称	概要等	連絡先
〔 ぼじょ犬マーク (色：青) 〕 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の“体の一部”となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されているし、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れていらっしゃる方を見かけたりした場合は、御理解、御協力をお願いいたします。	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 〔電話〕 03-5253-1111(代) 〔FAX〕 03-3503-1237
〔 オストメイトマーク (色：黒地に白) 〕 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。	公益財団法人 交通エコロジー ・モビリティ財団 (URL) https://www.ecomaj.jp/ 〔電話〕 03-5844-6265 〔FAX〕 03-5844-6294
〔 ハート・プラス マーク (色：青地に白、ハートと十字は赤) 〕 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について御理解、御協力をお願いいたします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 (URL) https://h-plus-hp.normanet.ne.jp/ 〔電話〕 052-718-1581
〔 「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク (色：赤) 〕  〔 社会福祉法人 日本盲人会連合推奨マーク 〕	白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※ 駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 (URL) https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html 〔電話〕 058-214-2138 〔FAX〕 058-265-7613

〔 ヘルプマーク (色:赤) 〕 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。	埼玉県福祉部 障害者福祉推進課 〔URL〕 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0604/helpmark.html 〔電話〕 048-830-3309 〔FAX〕 048-830-4789
〔 障害者雇用支援マーク (色:白地に 薄いピンクと濃いピンク) 〕 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 障害者の社会参加を理念に、障害者雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという思いを持っている企業は少なくありません。 そういった企業がどこにあるのか、障害者で就労を希望する方々に少しでもわかりやすくなれば、障害者の就労を取り巻く環境もより整備されるのではないかと考えます。 障害者雇用支援マークが企業側と障害者の橋渡しになればと考えております。御協力のほど、よろしくお願いします。	公益財団法人ソーシャルサービス協会 ITセンター 〔URL〕 https://www.social.or.jp/itcenter/ 〔電話〕 052-218-2154 〔FAX〕 052-218-2155



森林文化都市
— HANNO —